

いちき串木野市
第4期障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画



鹿児島県 いちき串木野市

はじめに

近年、福祉ニーズが多様化するなか、障害のある人も無い人も相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国においては障害者総合支援法や障害者差別解消法・児童福祉法などの諸法令の改正により障害者施策に関する法整備が一段と進み、障がいのある方を取り巻く状況が大きく変容しています。

本市においては、いちき串木野市第2次総合計画で「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念に掲げ、主役である市民・地域・事業者等が一体となって愛着と誇りをもって住み続けることができるようなまちづくりを行っています。保健・医療・福祉の分野では、健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」を基本方針として障がい者（児）施策の充実を図る取組みにおいて、切れ目のない生涯を通じた支援を目指して、いちき串木野市障がい者等基幹相談支援センターの充実を図るなど、各種福祉施策により障がいのある方々への支援を拡充しているところです。

今回、いちき串木野市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するにあたり、各種法改正の状況を踏まえて現行の障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標の達成状況などを検証、検討いたしました。今後、本計画をもとに障がいのある人も無い人も地域に暮らす全ての市民が生き生きと生活できるよう、より一層総合的な施策の展開を進めてまいります。

最後に、計画策定にあたり各種調査にご協力頂いた皆様や、熱心にご審議いただいた「いちき串木野市地域自立支援協議会」の委員の皆様に深く感謝申し上げるとともに、計画の実施について引き続きご協力賜りますようお願いいたします。



令和6年3月

いちき串木野市長 中屋 謙治

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格・位置付け	1
1 計画の根拠	1
2 近年の国の動向等	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 「障がい」の表記について	6
第2章 いちき串木野市の現状について	7
第1節 総人口の推移	7
1 人口及び高齢化率の推移	7
2 障害者手帳所持者の状況	8
3 障がい児等の状況	13
第2節 アンケート調査結果	14
第3節 アンケート調査結果まとめ	29
第3章 第4期いちき串木野市障害者計画	30
第1節 基本理念	30
第2節 重点目標	31
第3節 分野別施策	31
第4節 施策の体系図	32
第4章 分野別施策の基本的方策	33
第1節 啓発・広報	33
第2節 教育	35
第3節 雇用・就業	37
第4節 保健・医療	39
第5節 福祉	41
第6節 生活環境	42
第7節 スポーツ・レクリエーション及び文化活動	45
第8節 行政サービス等における配慮	46
第9節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	47
第5章 第7期いちき串木野市障害福祉計画・第3期いちき串木野市障害児福祉計画	48
第1節 基本理念	48
第2節 障害福祉サービス等に関する数値目標	50

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	50
2 地域生活支援の充実	50
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	51
4 障害児支援の提供体制の整備等.....	52
5 相談支援体制の充実・強化等.....	54
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	54
第3節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の見込量.....	55
1 訪問系サービス	55
2 日中活動系サービス	57
3 居住系サービス	62
4 相談支援	65
5 障害児通所支援等	67
6 発達障害者等に対する支援.....	70
7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	71
8 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	73
9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	75
第4節 地域生活支援事業.....	76
 第6章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	88
 第7章 計画の推進体制.....	90
第1節 計画の推進体制.....	90
第2節 PDCA サイクルによる評価と計画の見直し	90
 資料編.....	92
第1節 策定委員名簿（いちき串木野市地域自立支援協議会委員）	92
第2節 用語解説.....	93

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本市においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「いちき串木野市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定します。

第2節 計画の性格・位置付け

1 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

2 近年の国の動向等

(1) 近年の国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年6月	読書バリアフリー法の制定
令和2年4月	障害者雇用促進法の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年6月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援法の制定
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は下図のとおりです。

【基本理念】 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。												
【基本原則】 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調												
【各分野に共通する横断的視点】 「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」												
【各論の主な内容（11の分野）】 <table><tbody><tr><td>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td><td>6. 保健・医療の推進</td></tr><tr><td>2. 安全・安心な生活環境の整備</td><td>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</td></tr><tr><td>3. 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実</td><td>8. 教育の振興</td></tr><tr><td>4. 防災、防犯等の推進</td><td>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</td></tr><tr><td>5. 行政等における配慮の充実</td><td>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</td></tr><tr><td></td><td>11. 国際社会での協力・連携の推進</td></tr></tbody></table>	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6. 保健・医療の推進	2. 安全・安心な生活環境の整備	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	3. 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実	8. 教育の振興	4. 防災、防犯等の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援	5. 行政等における配慮の充実	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興		11. 国際社会での協力・連携の推進
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6. 保健・医療の推進											
2. 安全・安心な生活環境の整備	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進											
3. 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実	8. 教育の振興											
4. 防災、防犯等の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援											
5. 行政等における配慮の充実	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興											
	11. 国際社会での協力・連携の推進											

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る国的基本指針

国から示された第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び前回指針の見直し点の主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 1 基本的理念
- 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 1 計画の作成に関する基本的事項
- 2 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 4 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進
- 6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(4) 鹿児島県障害者計画（第5次）の概要

鹿児島県においては令和5年3月に鹿児島県障害者計画（第5次）が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

【基本的な方針】

- 1 地域社会における共生等
- 2 障害者差別の禁止

【重点的に取り組む施策】

- 1 県民の理解促進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 まちづくりの推進
- 4 障害福祉サービス提供体制の充実
- 5 地域移行の支援
- 6 障害児の支援
- 7 社会参加の促進
- 8 雇用・就業の支援
- 9 離島における対策

【分野別施策の基本的方向】

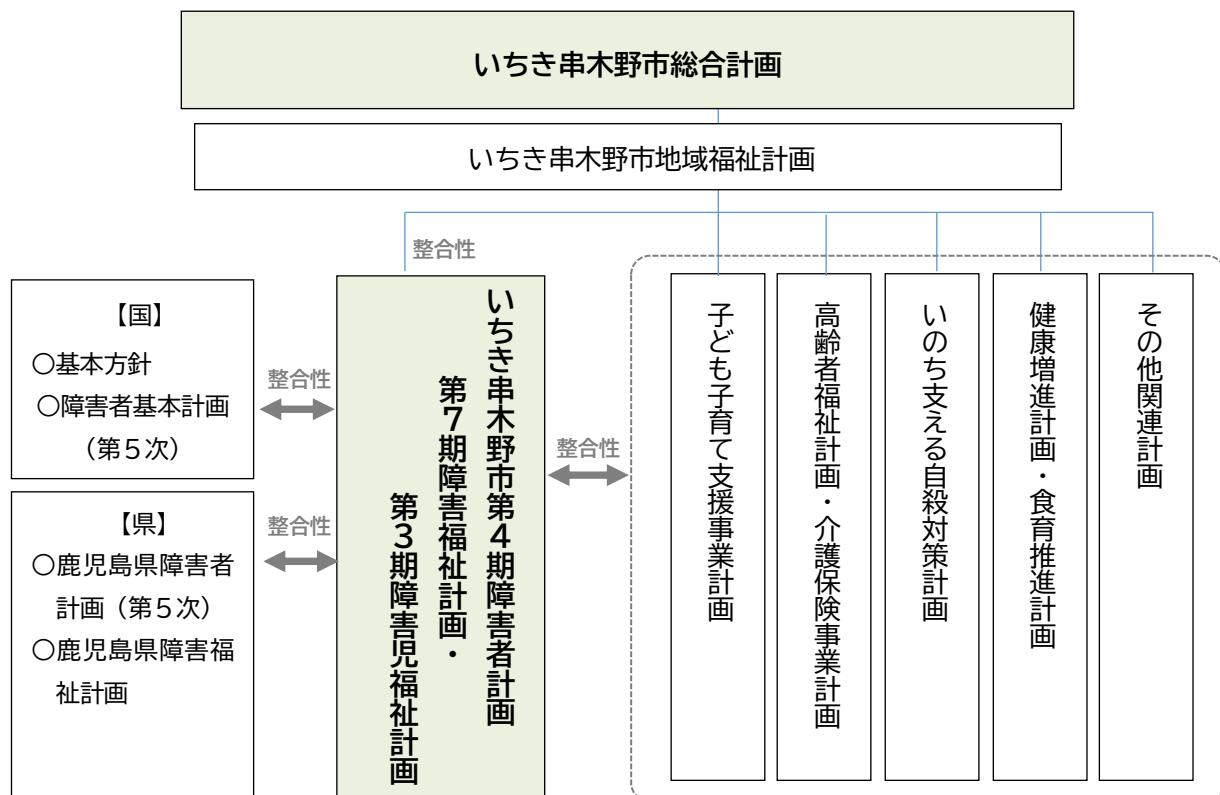
- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援、意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

3 計画の位置付け

本市における最上位計画である「いちき串木野市総合計画」との整合を図り、障害者福祉施策の基本的指針となるべきものとします。

また、障害者福祉のみならず、児童、高齢者福祉等の福祉関連計画はもとより、医療、保健に関連する計画や鹿児島県障害者計画等とも整合を図ります。

【国及び県、本市の上位計画・関連計画等との整合】



■障害者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

■障害福祉計画・障害児福祉計画

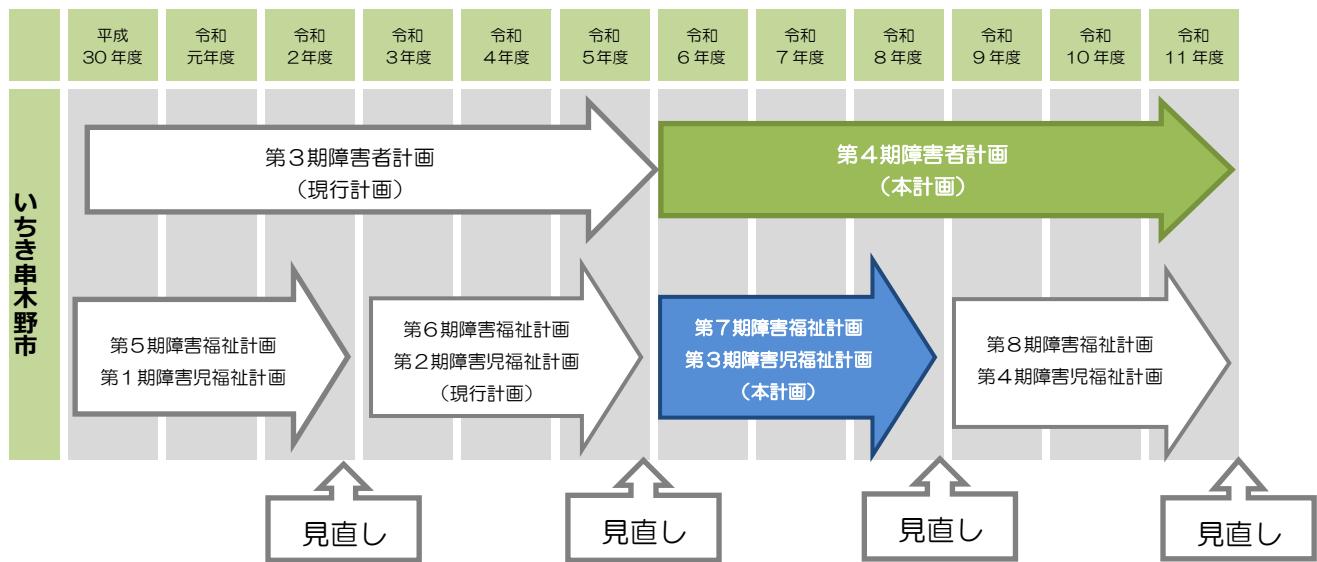
障害者総合支援法第88条第1項に基づく本市の「障害福祉計画」、また、児童福祉法第33条の20に基づく本市の「障害児福祉計画」であり、障がい者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

4 計画の期間

「第4期障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、障がい者（児）のニーズや障害福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 いちき串木野市の現状について

第1節 総人口の推移

1 人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は、令和5年で 26,194 人と減少傾向にあり、65 歳以上人口は 10,291 人、総人口に占める割合は 39.3% となっています。

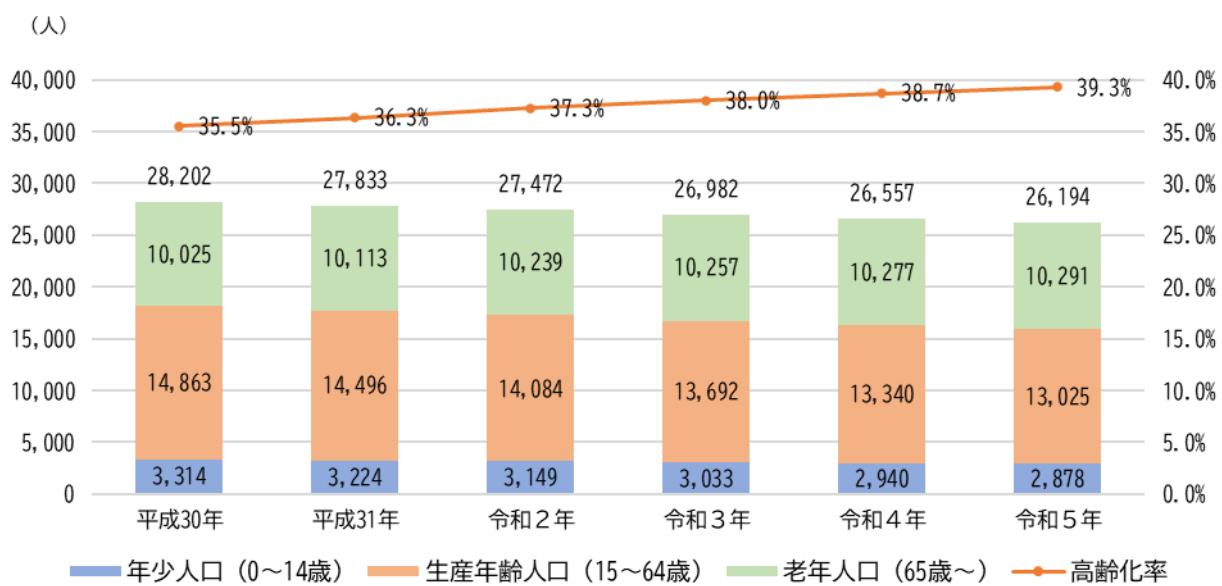
年齢3区分別でみると、老人人口は増加傾向で推移しており、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

【人口の推移（単位：人）】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	3,314	3,224	3,149	3,033	2,940	2,878
生産年齢人口（15～64歳）	14,863	14,496	14,084	13,692	13,340	13,025
老人人口（65歳～）	10,025	10,113	10,239	10,257	10,277	10,291
総人口	28,202	27,833	27,472	26,982	26,557	26,194
高齢化率	35.5%	36.3%	37.3%	38.0%	38.7%	39.3%

資料：市民生活課（住民基本台帳）

【年齢3区分における人口、高齢化率の推移】



各年3月31日現在

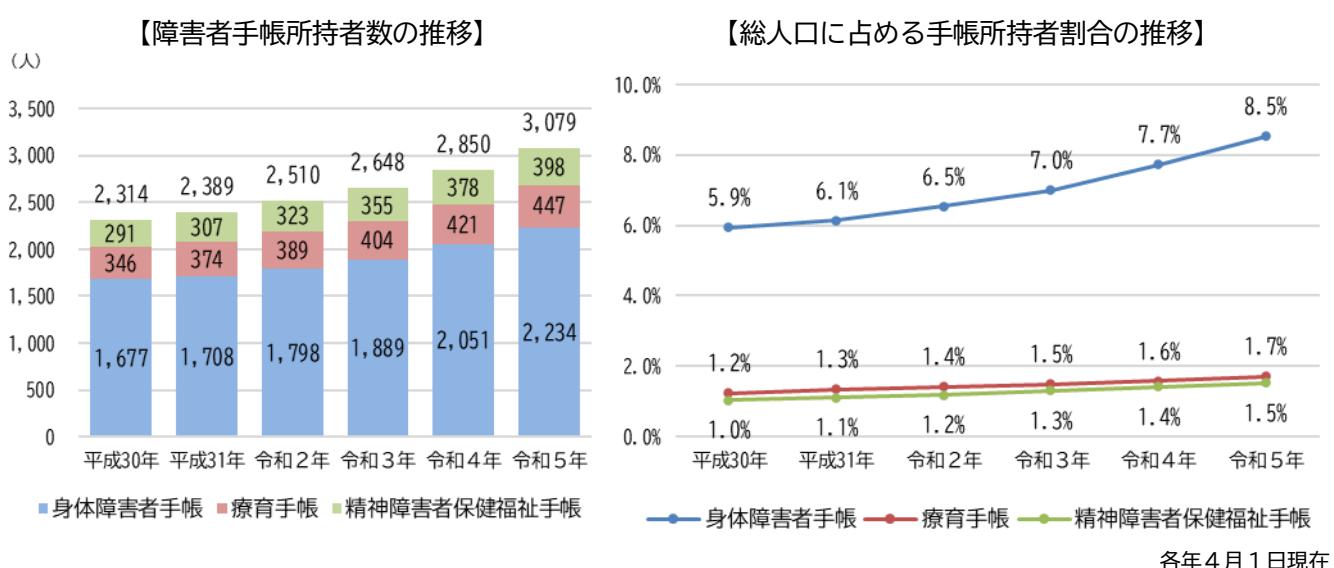
2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和5年で3,079人と、平成30年の2,314人と比較して765人増加しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳が2,234人、療育手帳が447人、精神障害者保健福祉手帳が398人となっています。

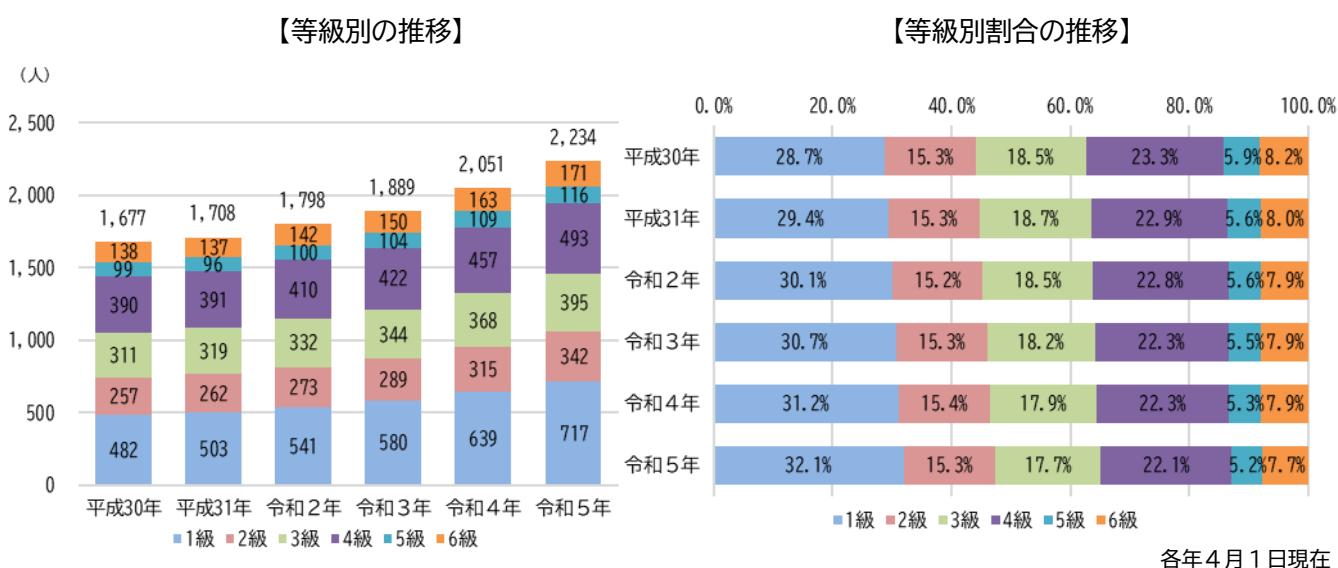
総人口に占める手帳所持者の割合でみると、令和5年では、身体障害者手帳が8.5%、療育手帳が1.7%、精神障害者保健福祉手帳が1.5%となっています。



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

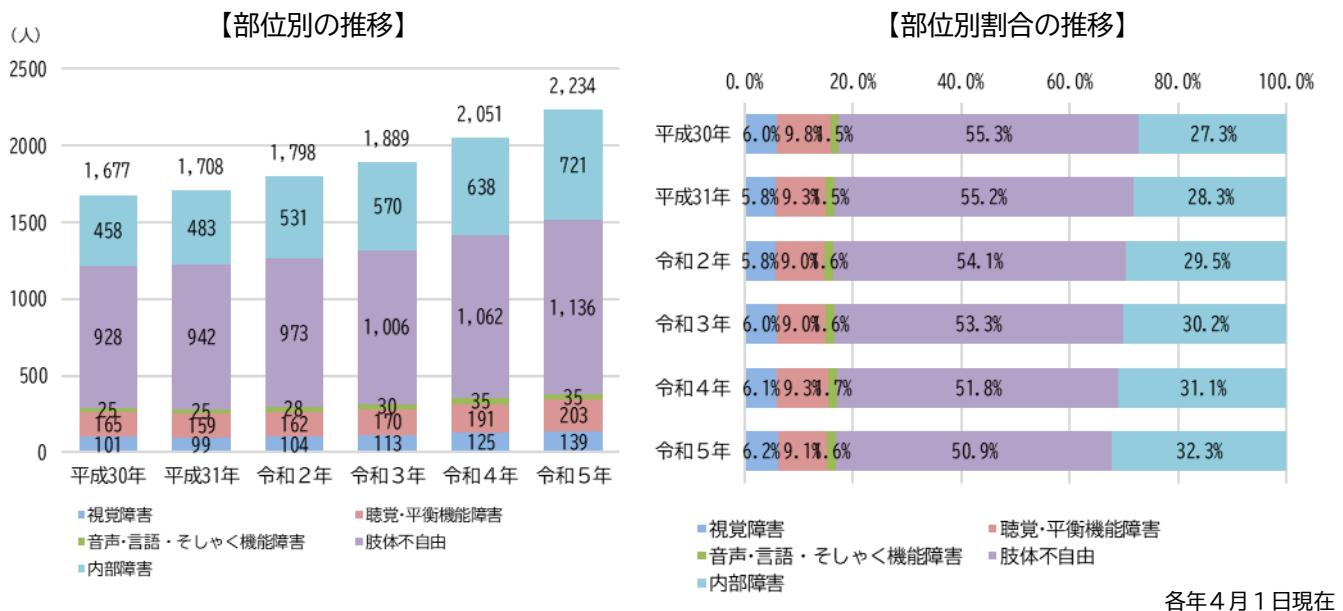
①等級別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者を等級別割合でみると、1級が32.1%と最も高く、次いで4級が22.1%、3級が17.7%となっています。



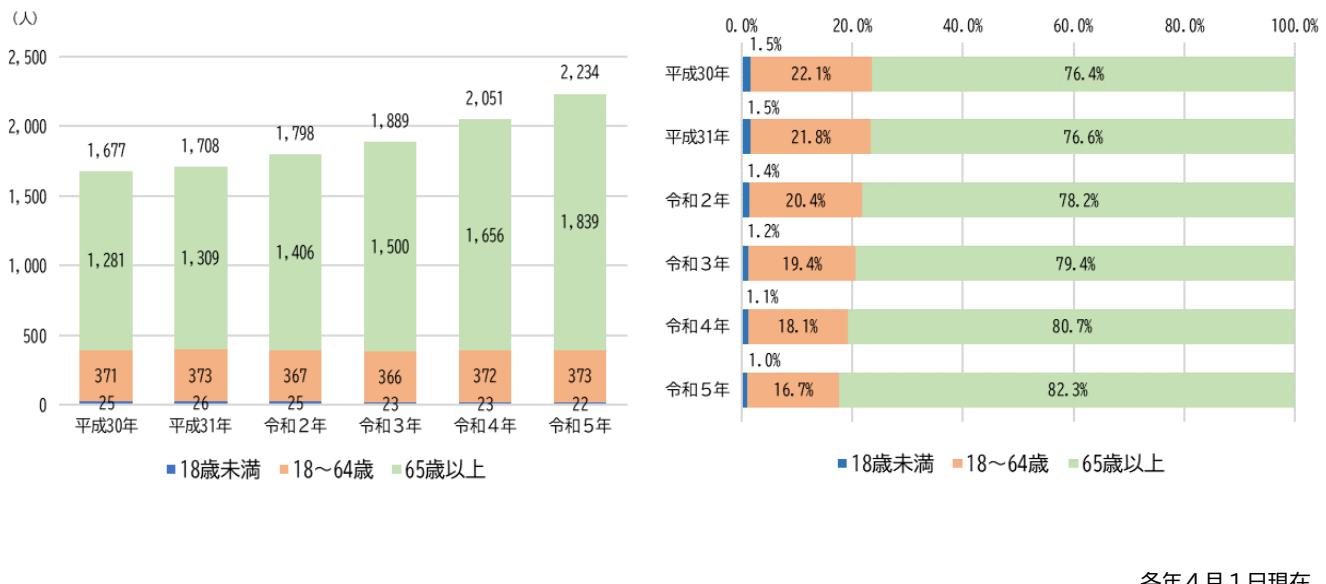
②部位別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者を部位別割合でみると、「肢体不自由」が 50.9%と最も高く、次いで「内部障害」が32.3%、「聴覚・平衡機能障害」が9.1%となっています。



③年齢階層別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別割合でみると、18歳未満が1.0%、18~64歳が16.7%、65歳以上が82.3%となっています。

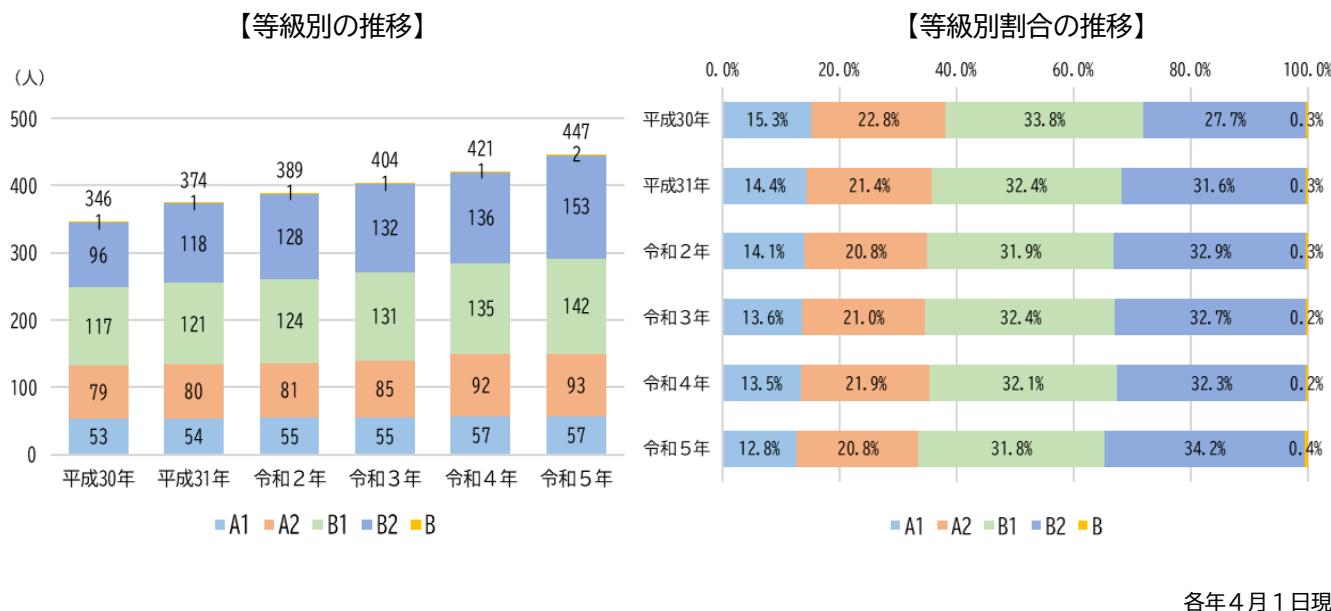


(3) 療育手帳所持者の状況

①等級別の推移

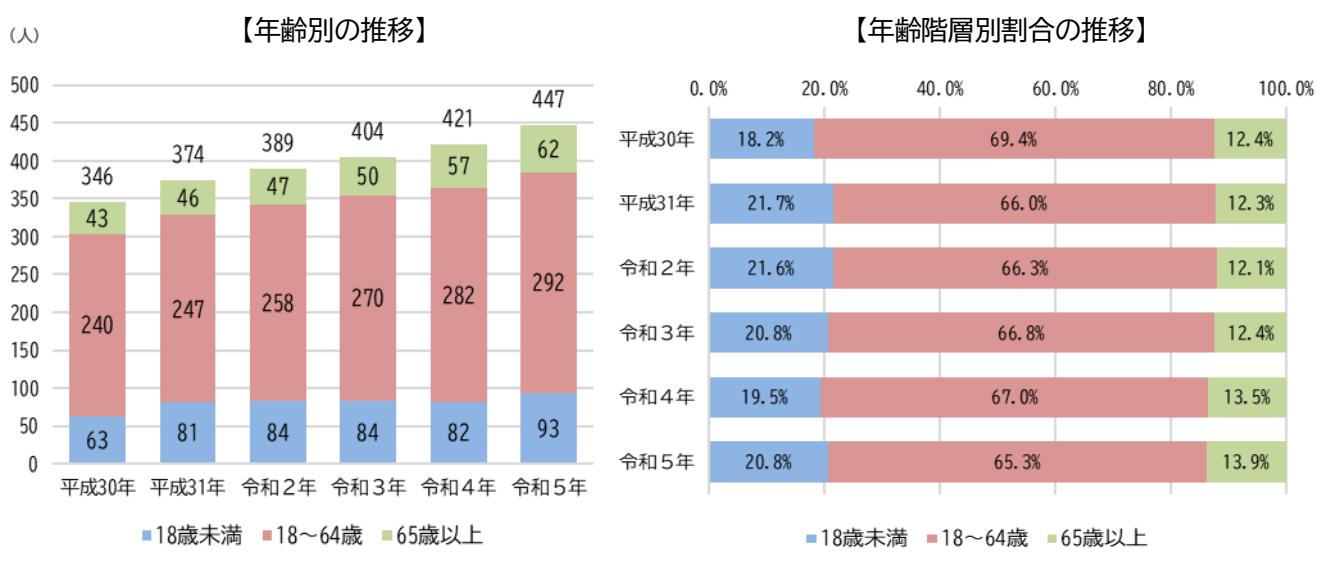
令和5年の療育手帳所持者数は447人と、平成30年の346人と比較して101人増加しています。

令和5年の療育手帳所持者を等級別割合でみるとB2（軽度）が34.2%と最も高く、次いでB1（中度）が31.8%、A2（重度）20.8%となっています。



②年齢階層別の推移

令和5年の療育手帳所持者を年齢階層別割合でみると、18歳未満が20.8%、18~64歳が65.3%、65歳以上が13.9%となっています。

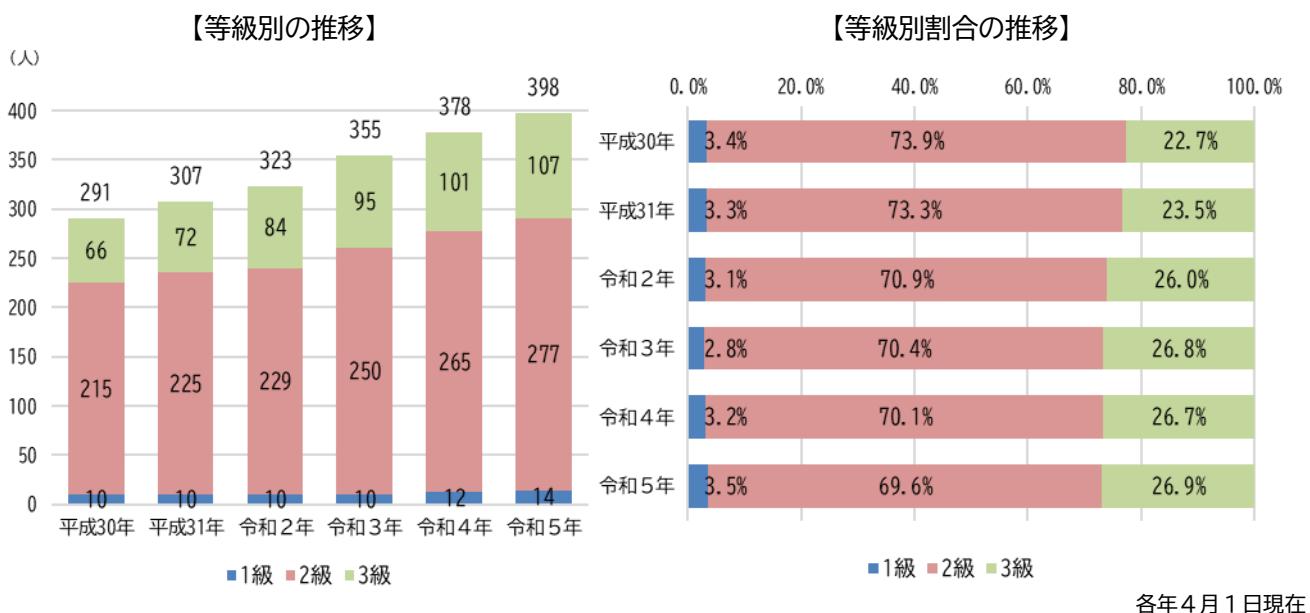


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①等級別の推移

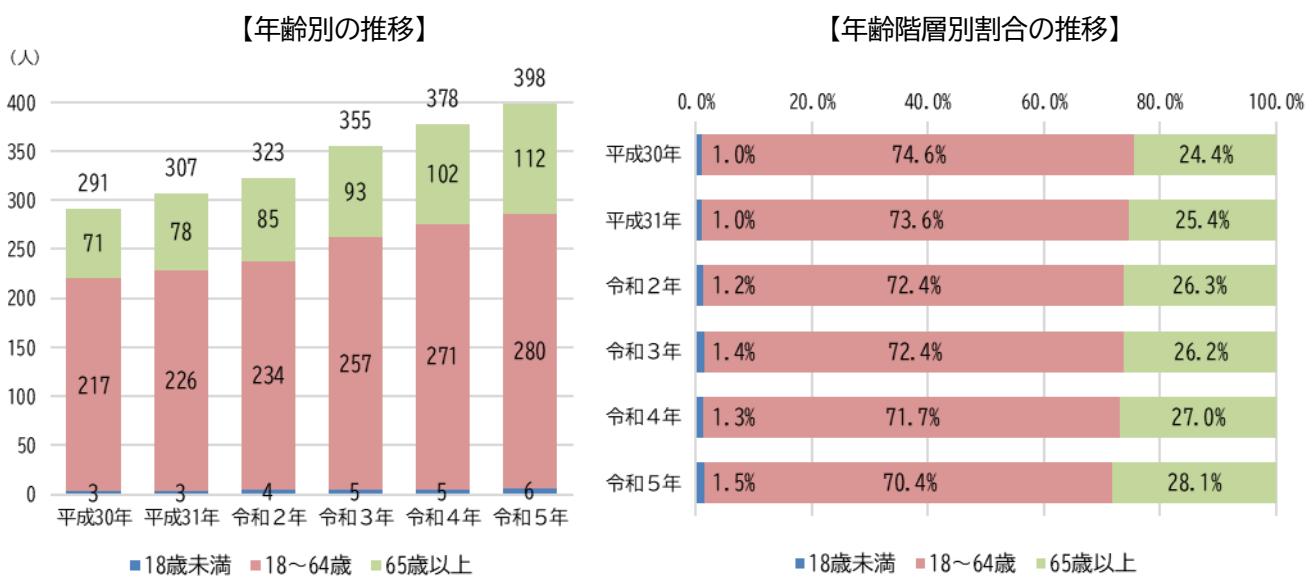
令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は398人と、平成30年の291人と比較して107人増加しています。

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別でみると、1級が3.5%、2級が69.6%、3級が26.9%となっています。



②年齢階層別の推移

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別割合でみると、18~64歳が1.5%、18~64歳が70.4%、65歳以上が28.1%となっています。



(5) 自立支援医療対象者の状況

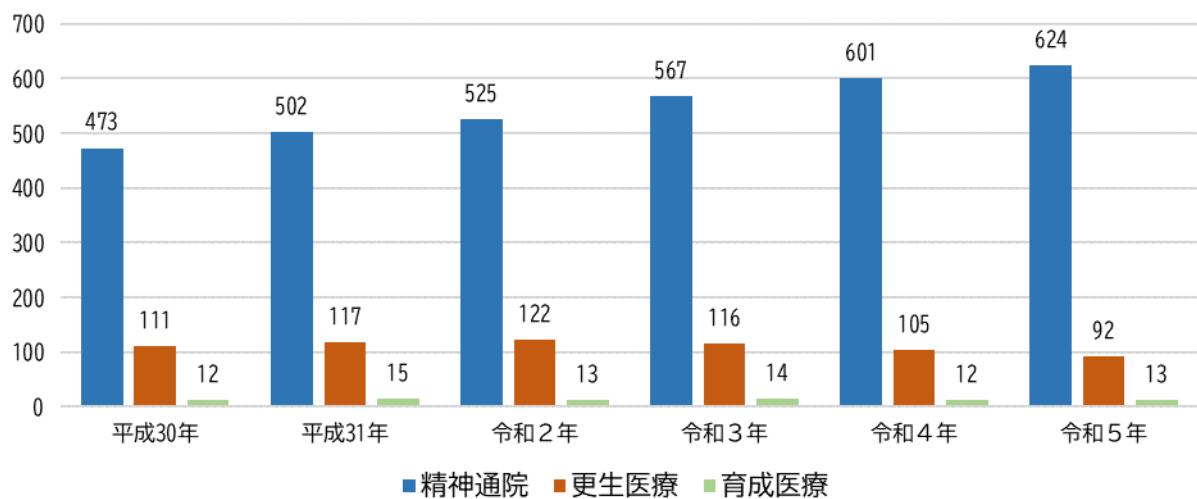
自立支援医療対象者は、令和5年で729人と、平成30年の596人と比較して133人増加しており、精神通院では151人増加しています。

【自立支援医療対象者の状況（単位：人）】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院	473	502	525	567	601	624
更生医療	111	117	122	116	105	92
育成医療	12	15	13	14	12	13
合計	596	634	660	697	718	729

各年4月1日現在

(人)



3 障がい児等の状況

(1) 保育所等の障がい児等の受け入れ状況

保育所等の障がい児等の受け入れ状況は、令和5年で7人となっています。

【保育所等の障がい児等の受け入れ状況（単位：人）】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	3	11	8	5	3	7

各年4月1日現在

(2) 特別支援学級の学級数・児童数の状況

令和5年における小学校の特別支援学級の児童数は82人と微減、中学校の特別支援学級の生徒数は47人と増加傾向となっています。

【特別支援学級の学級数・児童数（単位：人）】

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	10	12	13	15	17	18
	児童数（人）	50	55	64	81	83	82
中学校	学級数	7	8	10	9	10	12
	生徒数（人）	20	26	28	30	37	47

各年4月1日現在

(3) 本市に居住する児童生徒の特別支援学校への通学状況

令和5年における小学校の特別支援学校の児童数は16人、中学校及び高校の特別支援学校の生徒数はそれぞれ11人となっています。

【特別支援学校への通学状況（単位：人）】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学生	9	13	12	14	17	16
中学生	9	7	6	7	7	11
高校生	16	12	14	16	13	11
合計	34	32	32	37	37	38

各年4月1日現在

第2節 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

障がい者、障がい児の生活実態・意識・意向等を調査・分析し、「いちき串木野市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定に向けた基礎情報を得ることを目的として、市内に居住する障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を行いました。

① 調査期間

令和5年10月～11月

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査対象・配布件数・回収状況等

配布件数	回収件数	回収率
1,400 件	640 件	45.7%

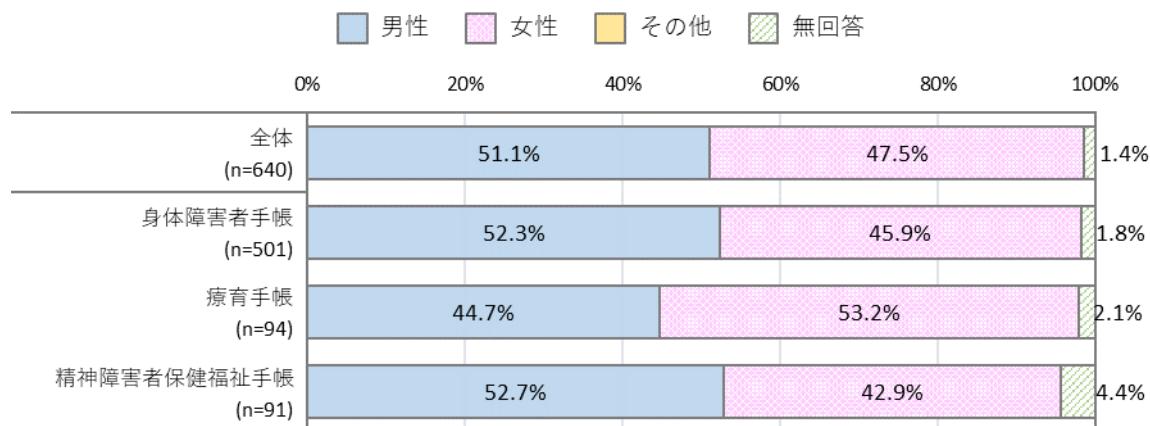
④ 集計上の留意点

- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。

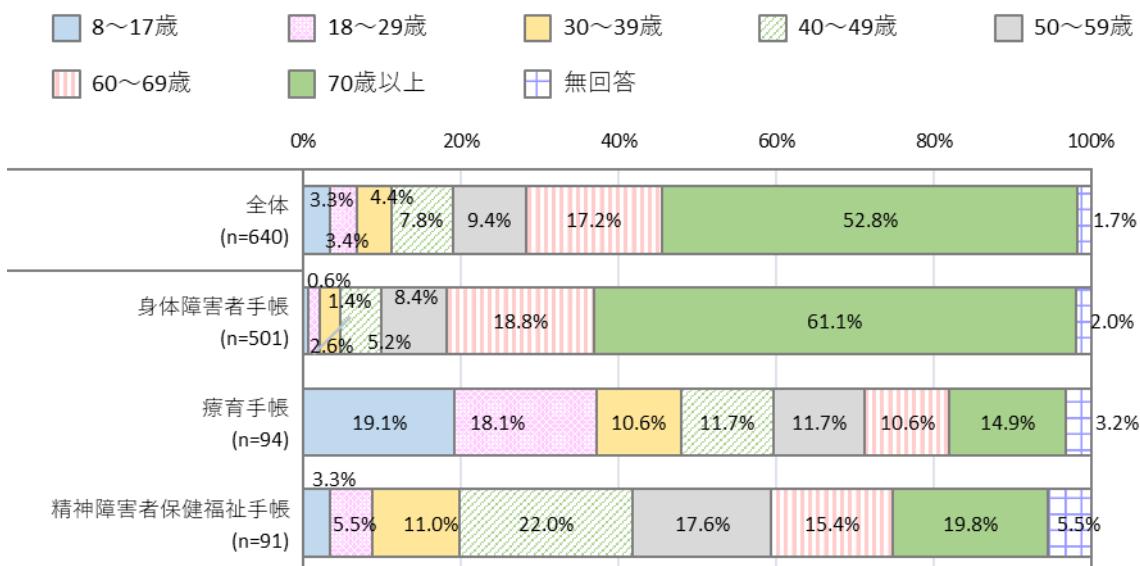
(2) 調査結果の概要

① あなた自身のことについて

ア) 性別



イ) 年齢

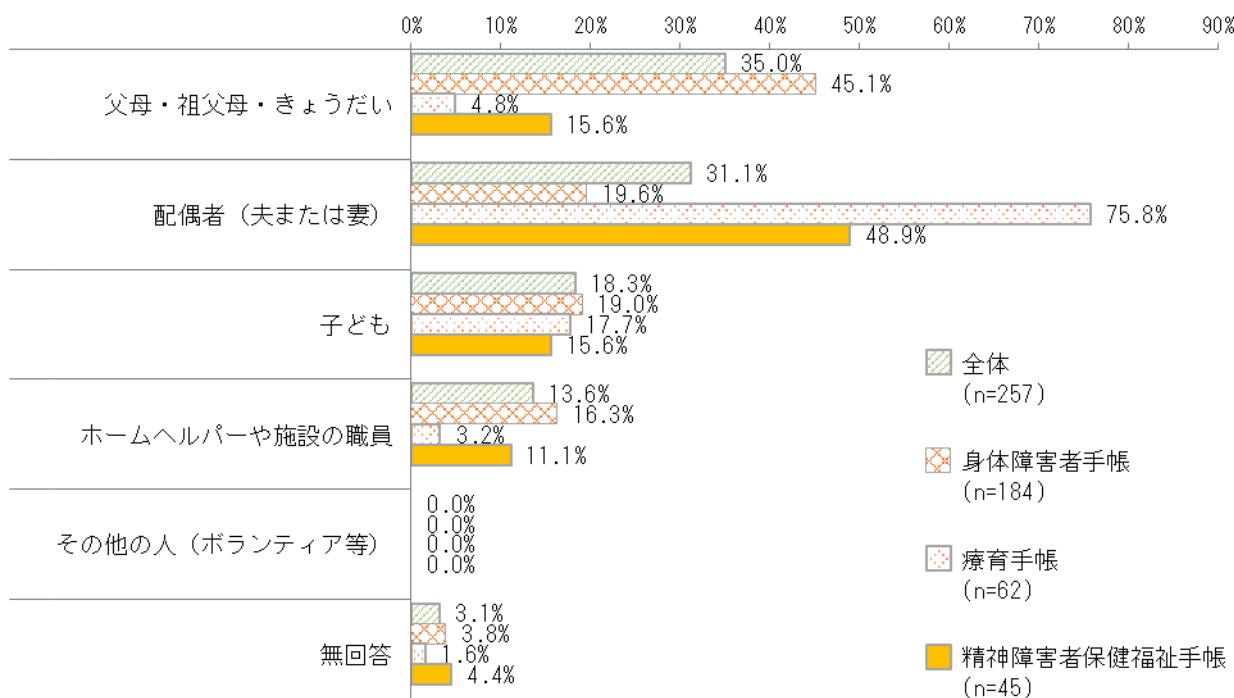
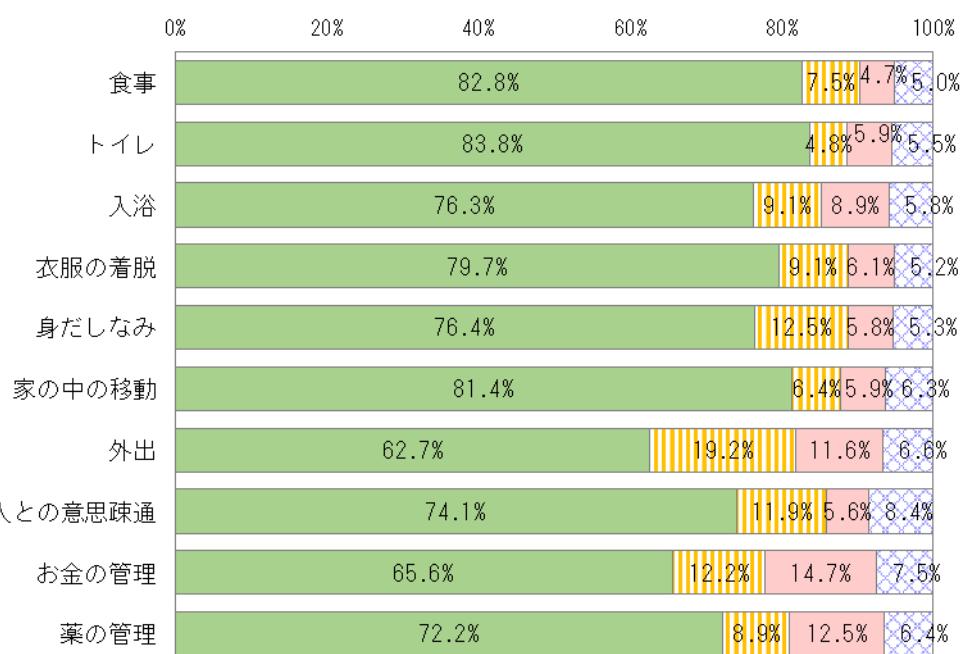


② 日常生活の状況

「ひとりでできる」が全ての項目で最も高くなっていますが、「外出」、「お金の管理」については、「ひとりでできる」が6割となっており、介助を必要としない障がい者が多い状況です。

また、日常生活で介助を必要とする障がい者の主な介助者は、「父母・祖父母・きょうだい」が35.0%と最も高く、次いで、「配偶者（夫または妻）」が31.1%、「子ども」が18.3%となっています。

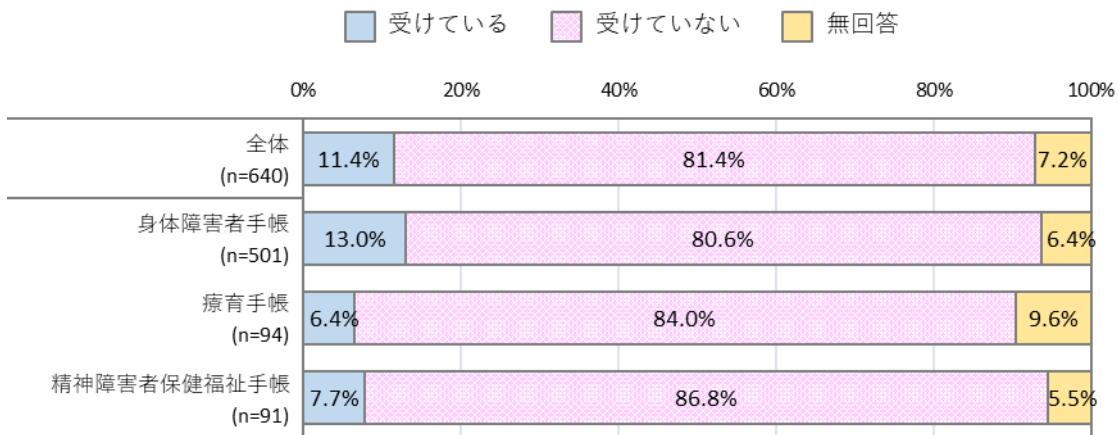
(n=640) ■ ひとりでできる ■ 一部介助が必要 ■ 全部介助が必要 ■ 無回答



③ 障がいの状況

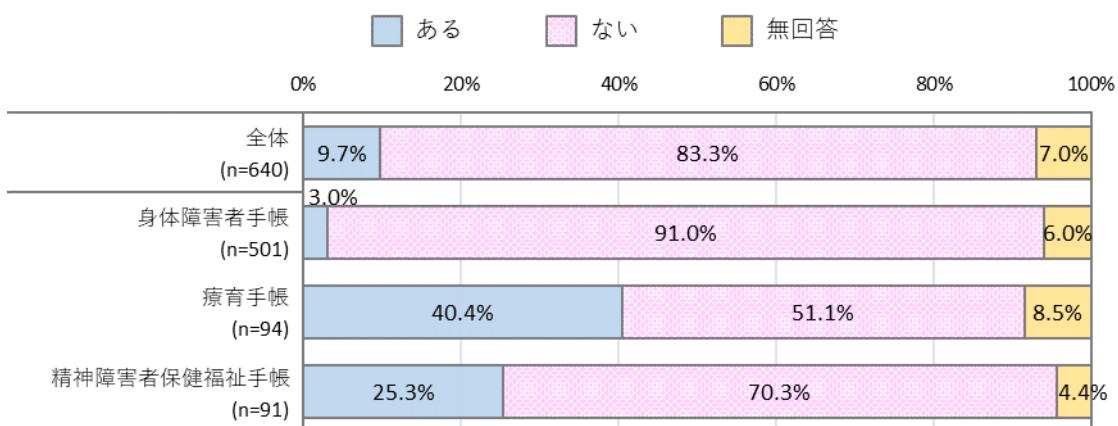
ア) 難病（特定疾患）の認定

「受けている」が11.4%、「受けていない」が81.4%となっています。



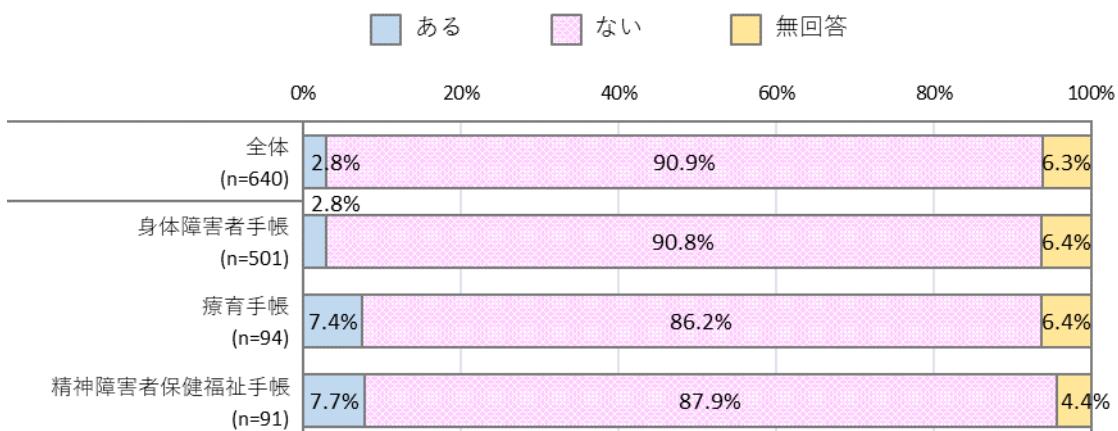
イ) 発達障がいと診断されたことの有無

「ある」が9.7%、「ない」が83.3%となっています。



ウ) 強度行動障がいと診断されたことの有無

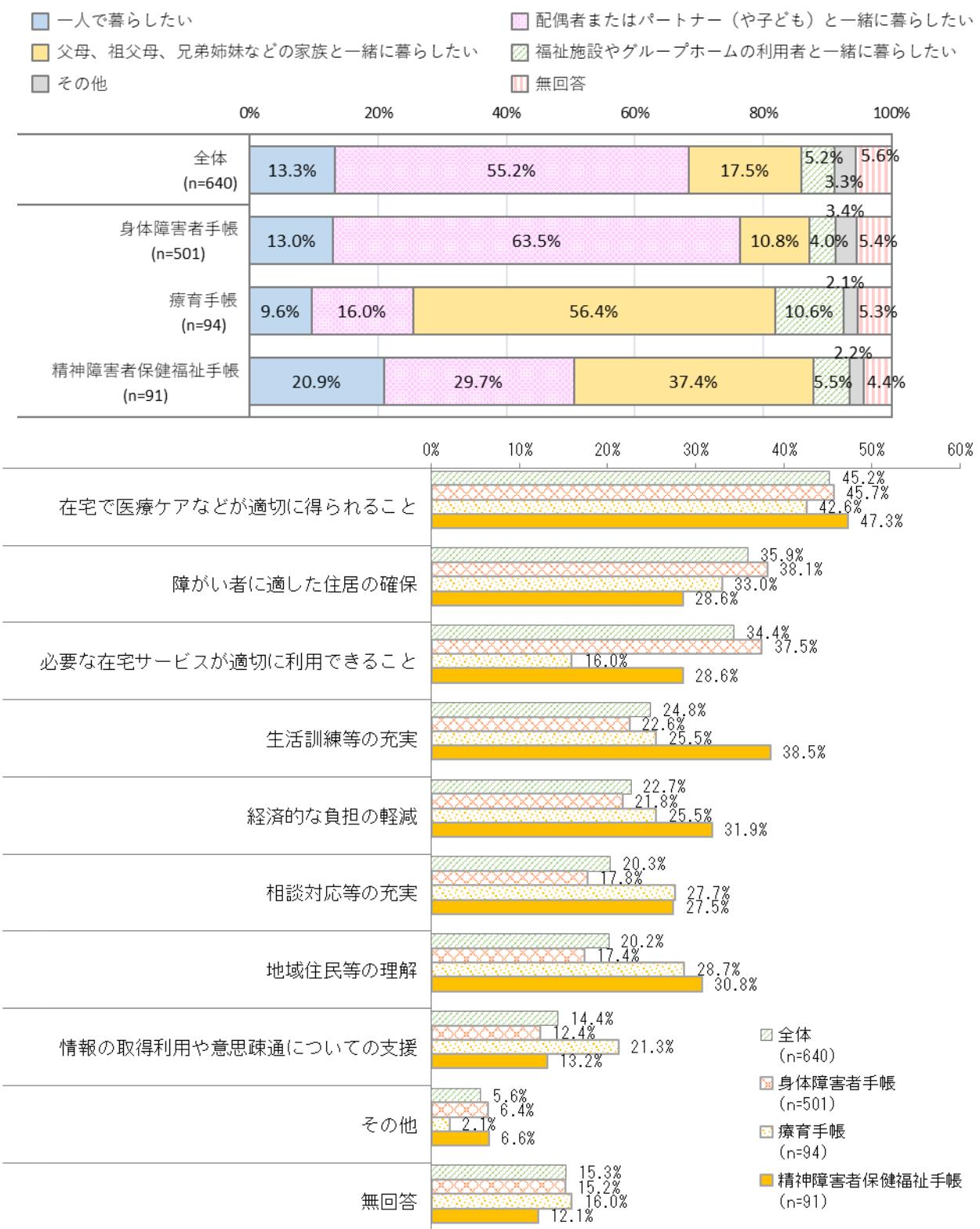
「ある」が2.8%、「ない」が90.9%となっています。



④ 居住の状況

今後3年以内の暮らしの希望については、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が55.2%と最も高く、次いで、「父母・祖父母・兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が17.5%、「一人で暮らしたい」が13.3%となっています。

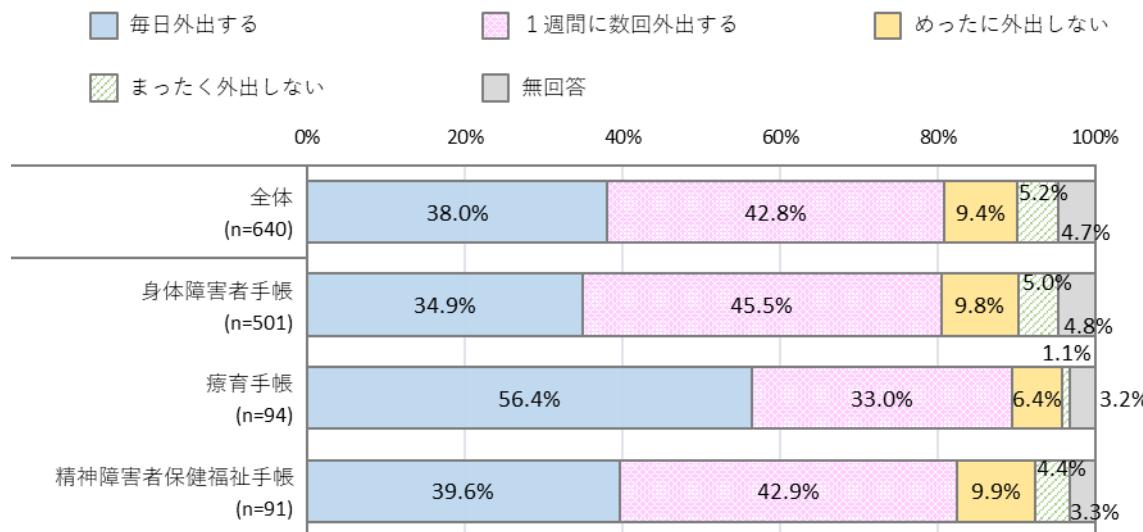
また、地域で生活するために必要だと思う支援については、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が45.2%と最も高く、次いで、「障がい者に適した住居の確保」が35.9%、「必要なサービスが適切に利用できること」が34.4%となっています。



⑤ 外出について

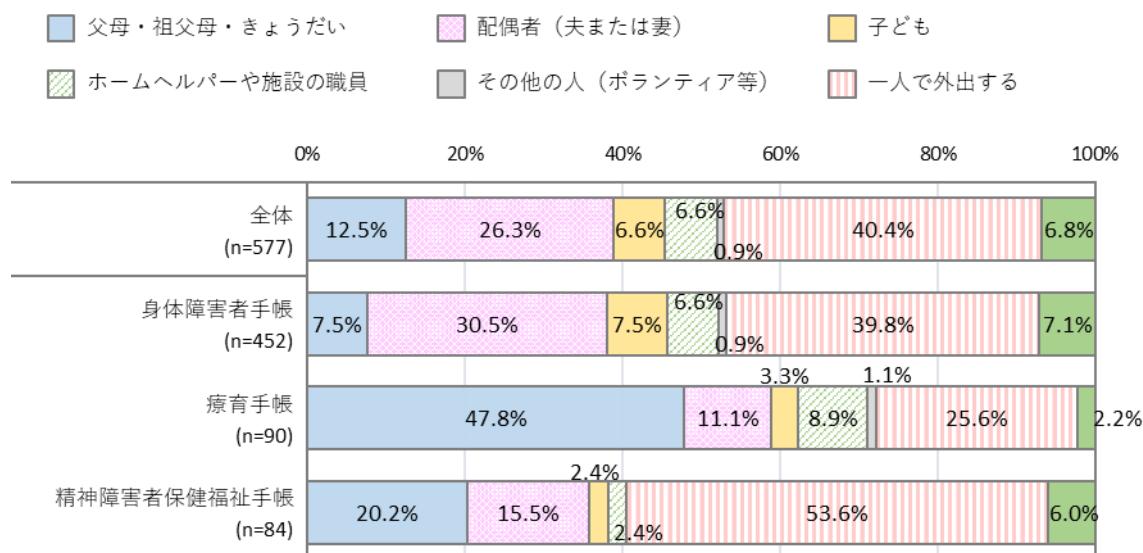
ア) 外出頻度

「1週間に数回外出する」が 42.8%と最も高く、次いで、「毎日外出する」が 38.0%、「めったに外出しない」が9.4%となっています。



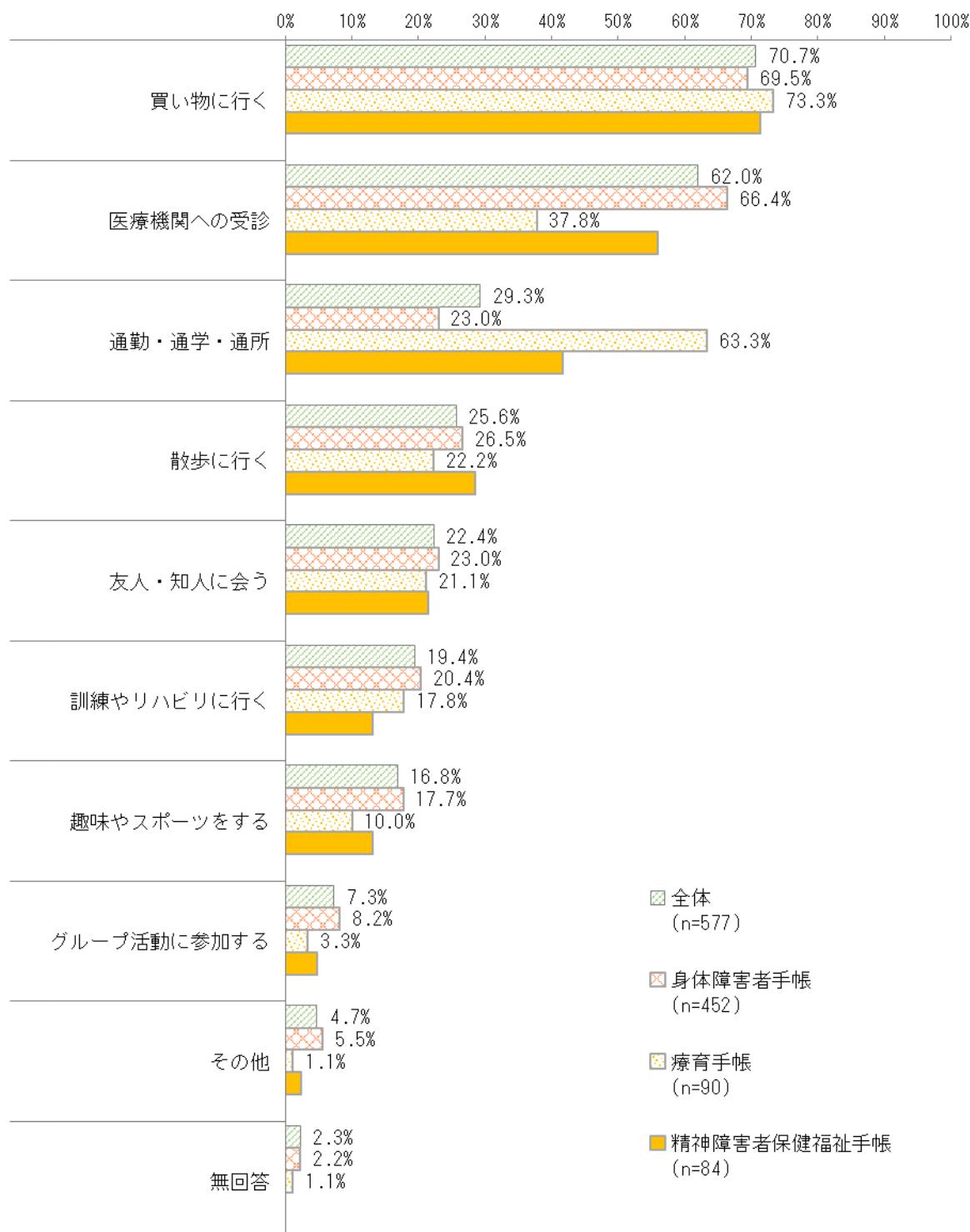
イ) 外出する際の同伴者

「一人で外出する」が 40.4%と最も高く、次いで、「配偶者（夫または妻）」が 26.3%、「父母・祖父母・きょうだい」 12.5%となっています。



ウ) 外出する時に困ること

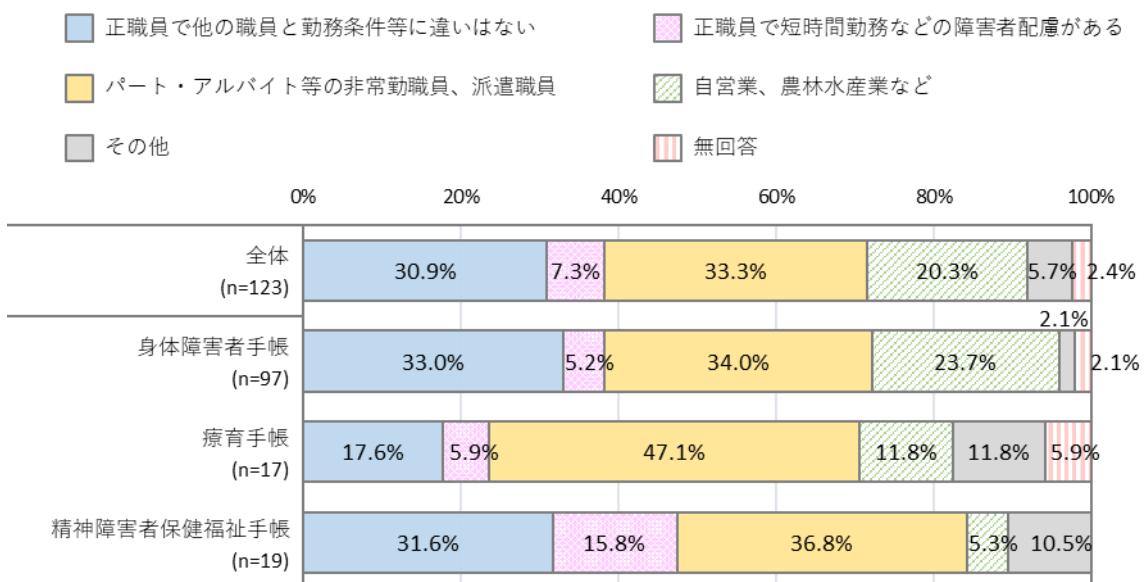
「買い物に行く」が 70.7%と最も高く、次いで、「医療機関への受診」が 62.0%、「通勤・通学・通所」が 29.3%となっています。



⑥ 就労について

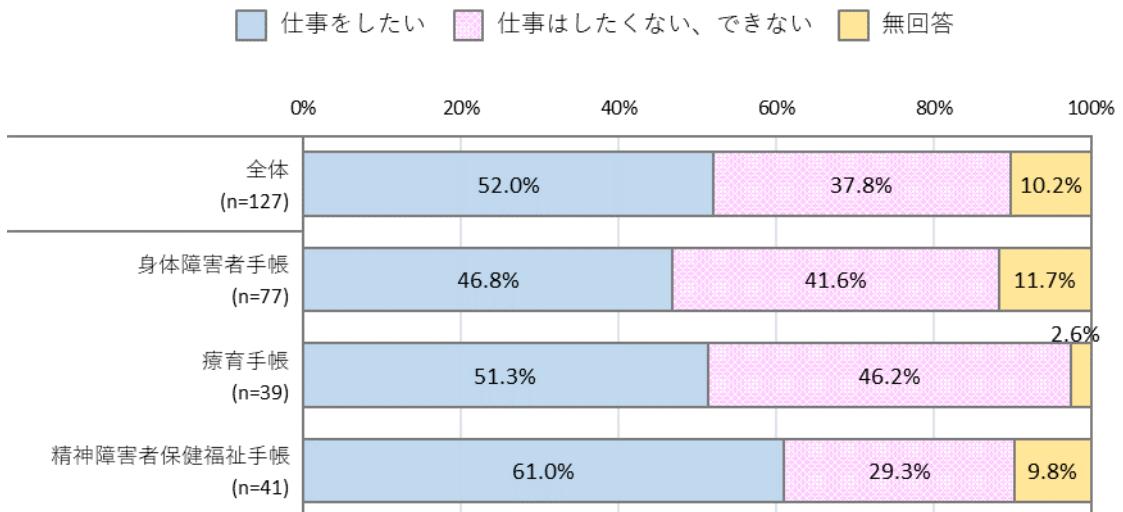
ア) 就労状況

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 33.3%と最も高く、次いで、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 30.9%、「自営業、農林水産業など」が 20.3%となっています。



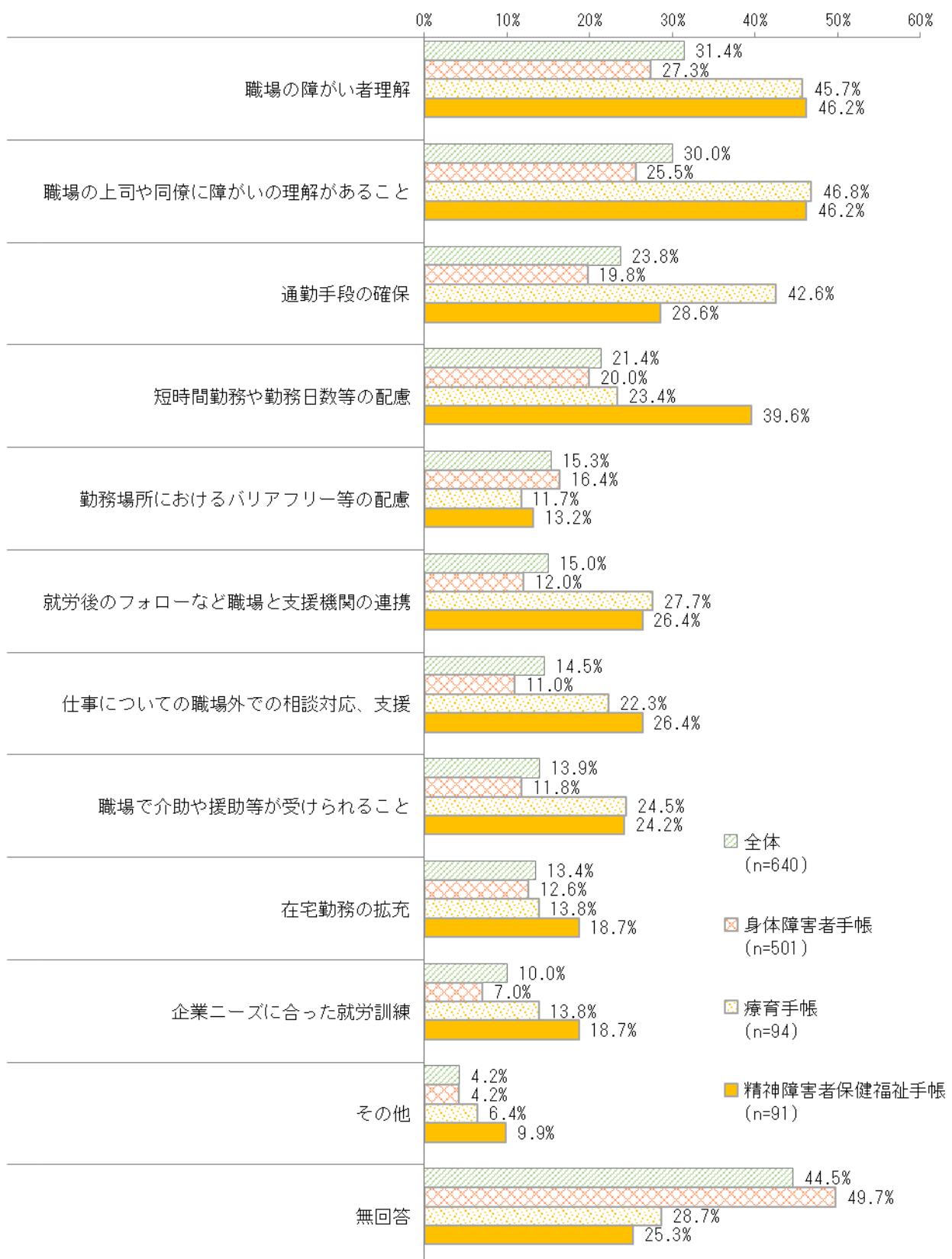
イ) 今後、収入を得るための仕事の希望

「仕事をしたい」が 52.0%、「仕事はしたくない、できない」が 37.8%となっています。



ウ) 障がい者の就労支援として必要なこと

「職場の障がい者理解」が 31.4%と最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 30.0%、「通勤手段の確保」が 23.8%となっています。



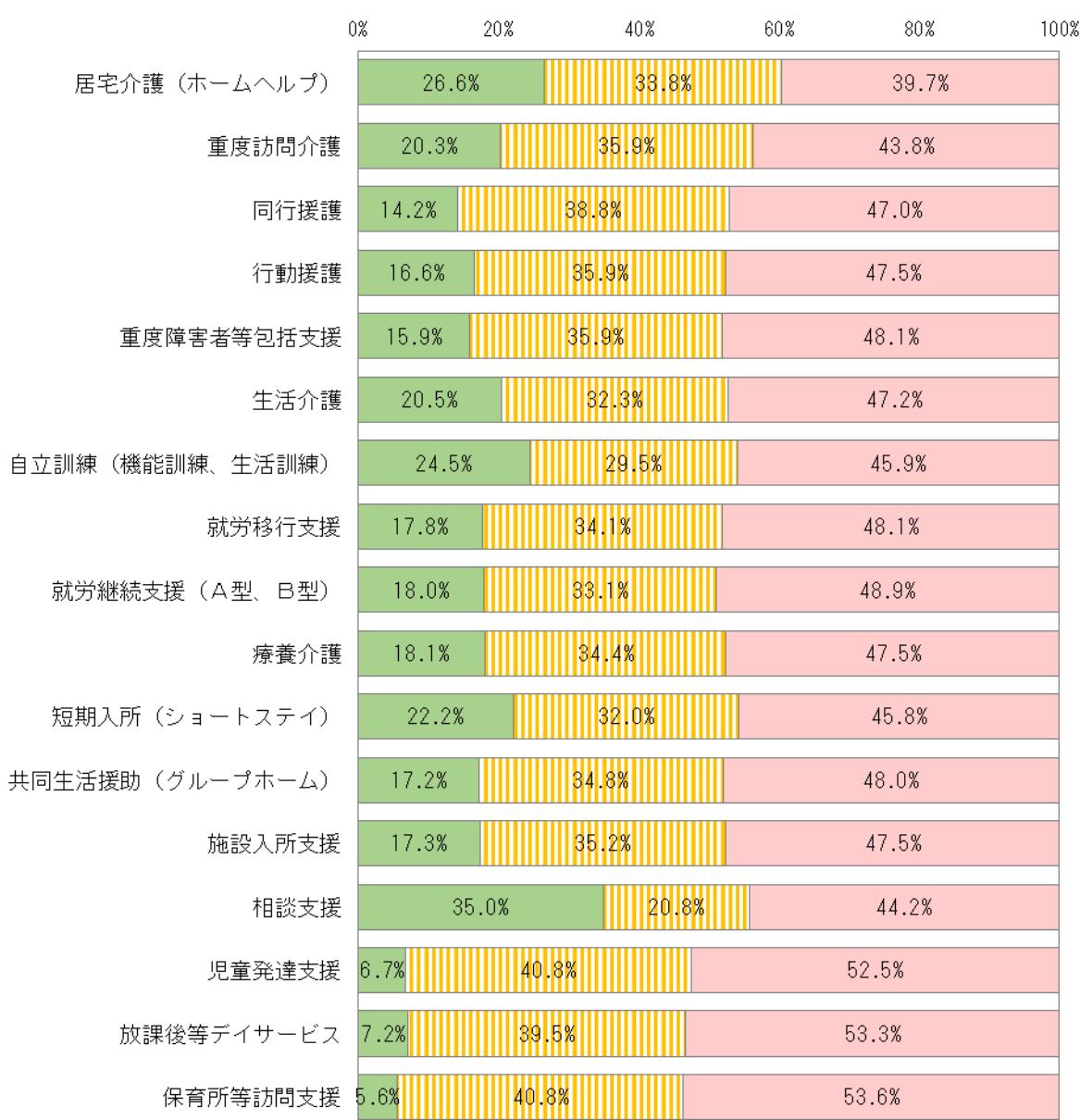
⑦ 障害福祉サービス等の利用について

ア) 今後利用したい障害福祉サービス

今後の福祉サービスの利用意向で利用したいサービスとして、「相談支援」35.0%、「居宅介護（ホームヘルプ）」26.6%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」24.5%などとなっています。

(n=640)

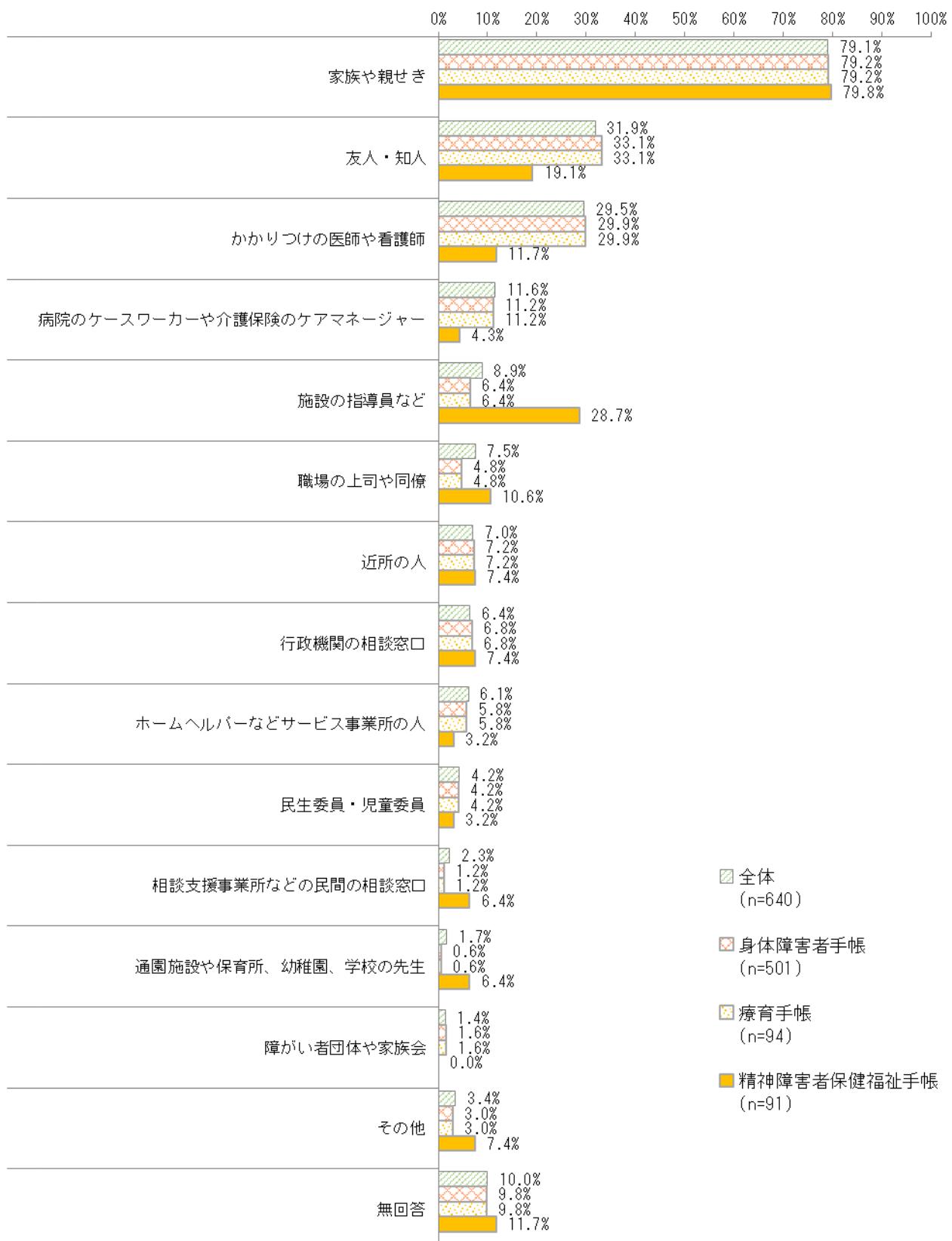
利用したい 利用したくない 無回答



⑧ 相談相手・情報取得について

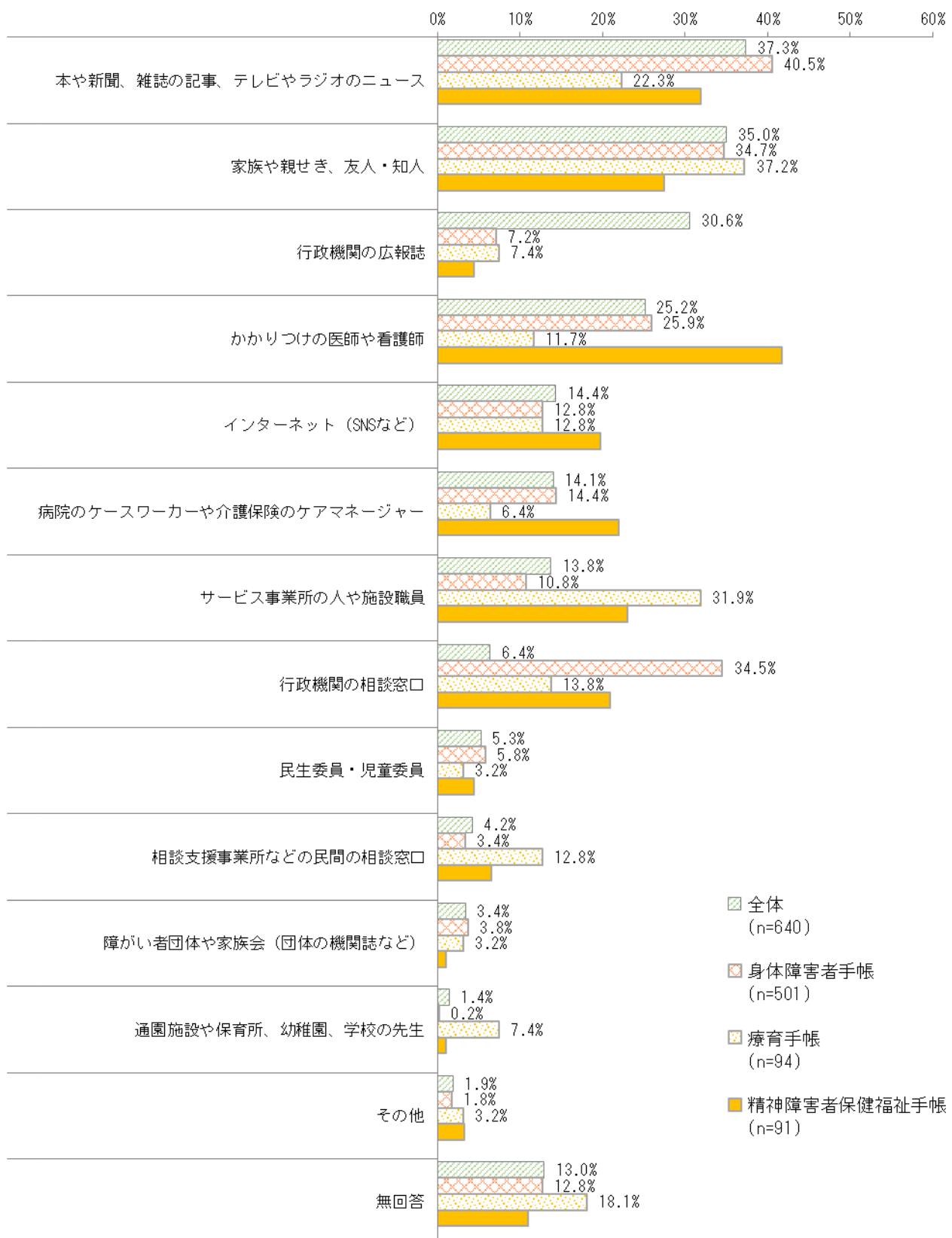
ア) 悩みや困ったことの相談先

「家族や親せき」が 79.1%と最も高く、次いで、「友人・知人」が 31.9%、「かかりつけ医師や看護師」が29.5%となっています。



イ) 障がいや福祉サービスなどに関する情報の取得方法

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が37.3%と最も高く、次いで、「家族や親せき、友人・知人」が35.0%、「行政機関の広報誌」が30.6%となっています。

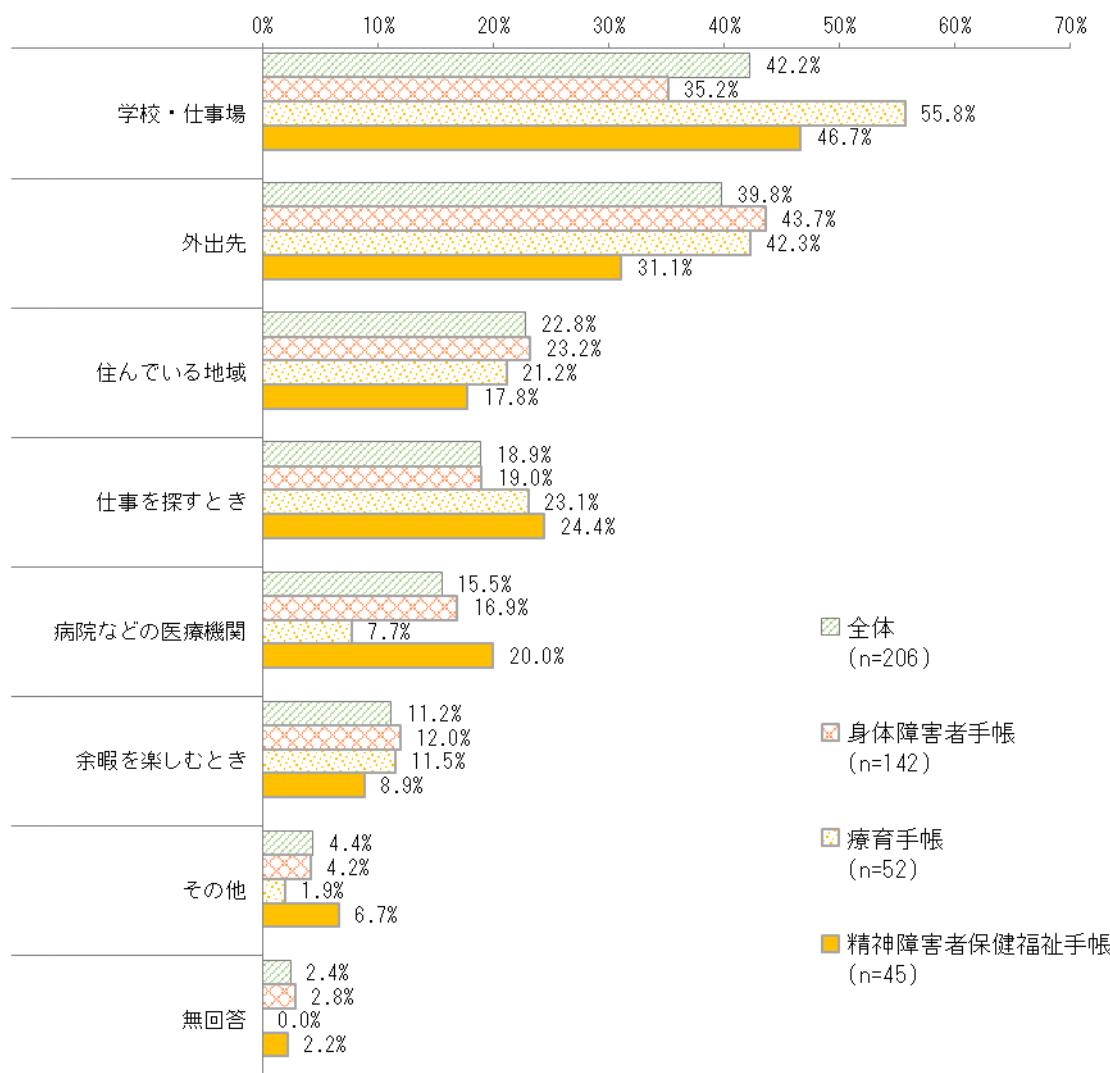
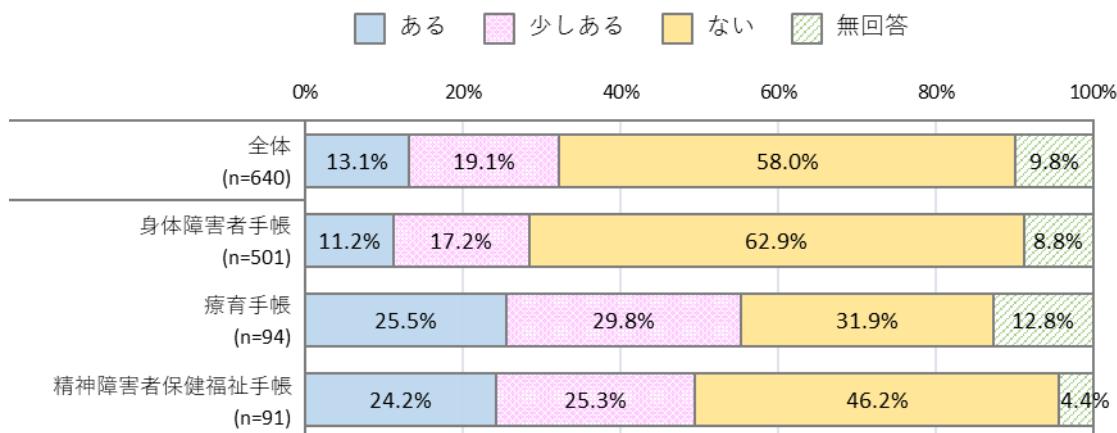


⑨ 権利擁護について

ア) 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験

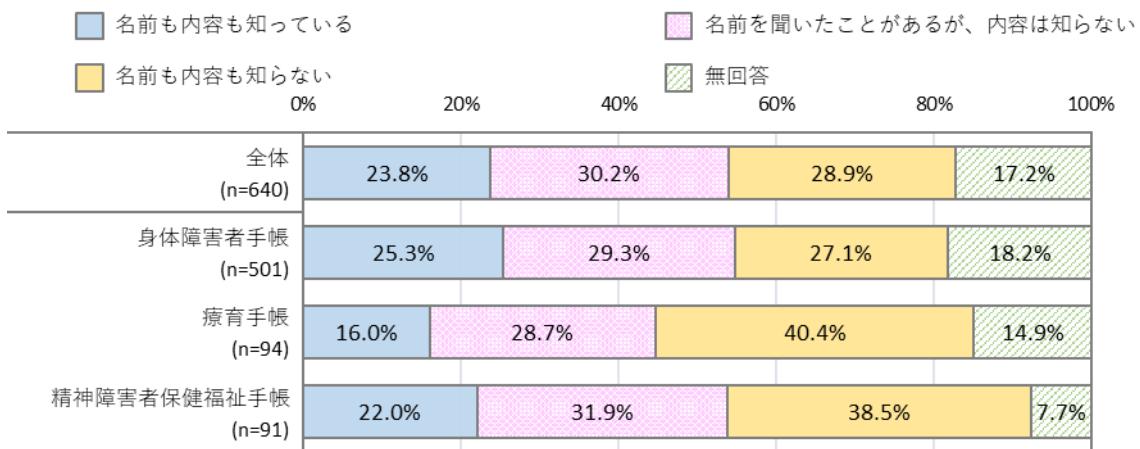
「ある」（「ある」と「少しある」の合計）が32.2%となっています。

また、差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が42.2%と最も高く、次いで、「外出先」が39.8%、「住んでいる地域」が22.8%となっています。



イ) 成年後見制度の認知度

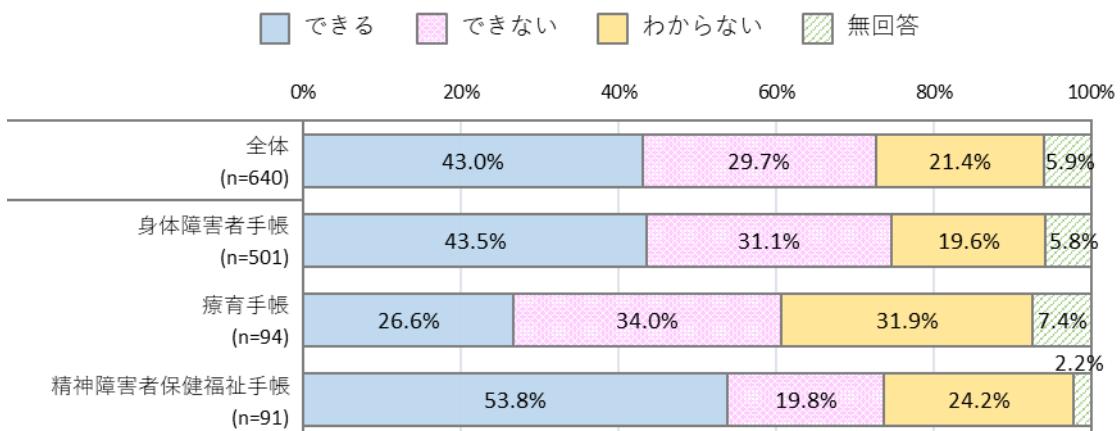
「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 30.2%と最も高く、次いで、「名前も内容も知らない」が 28.9%、「名前も内容も知っている」が 23.8%となっています。



⑩ 災害時の避難等について

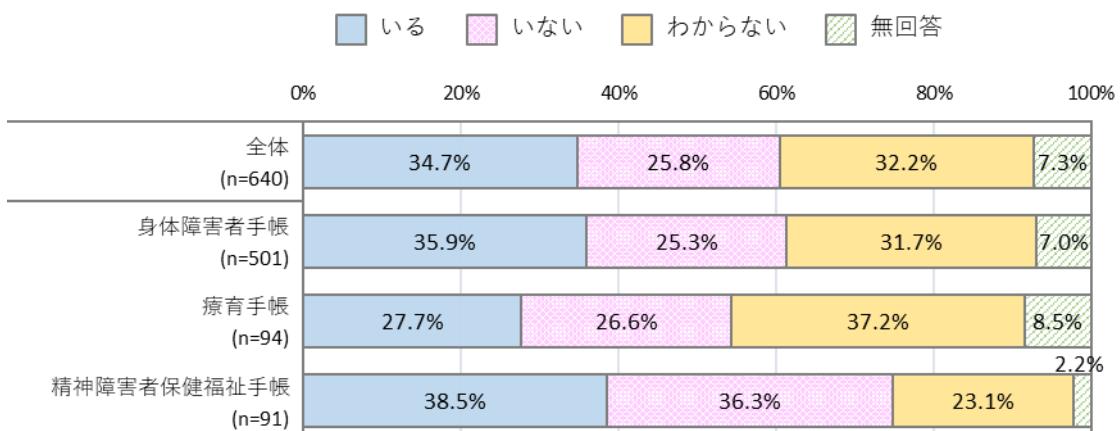
ア) 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

「できる」が 43.0%、「できない」が 29.7%、「わからない」が 21.4%となっています。



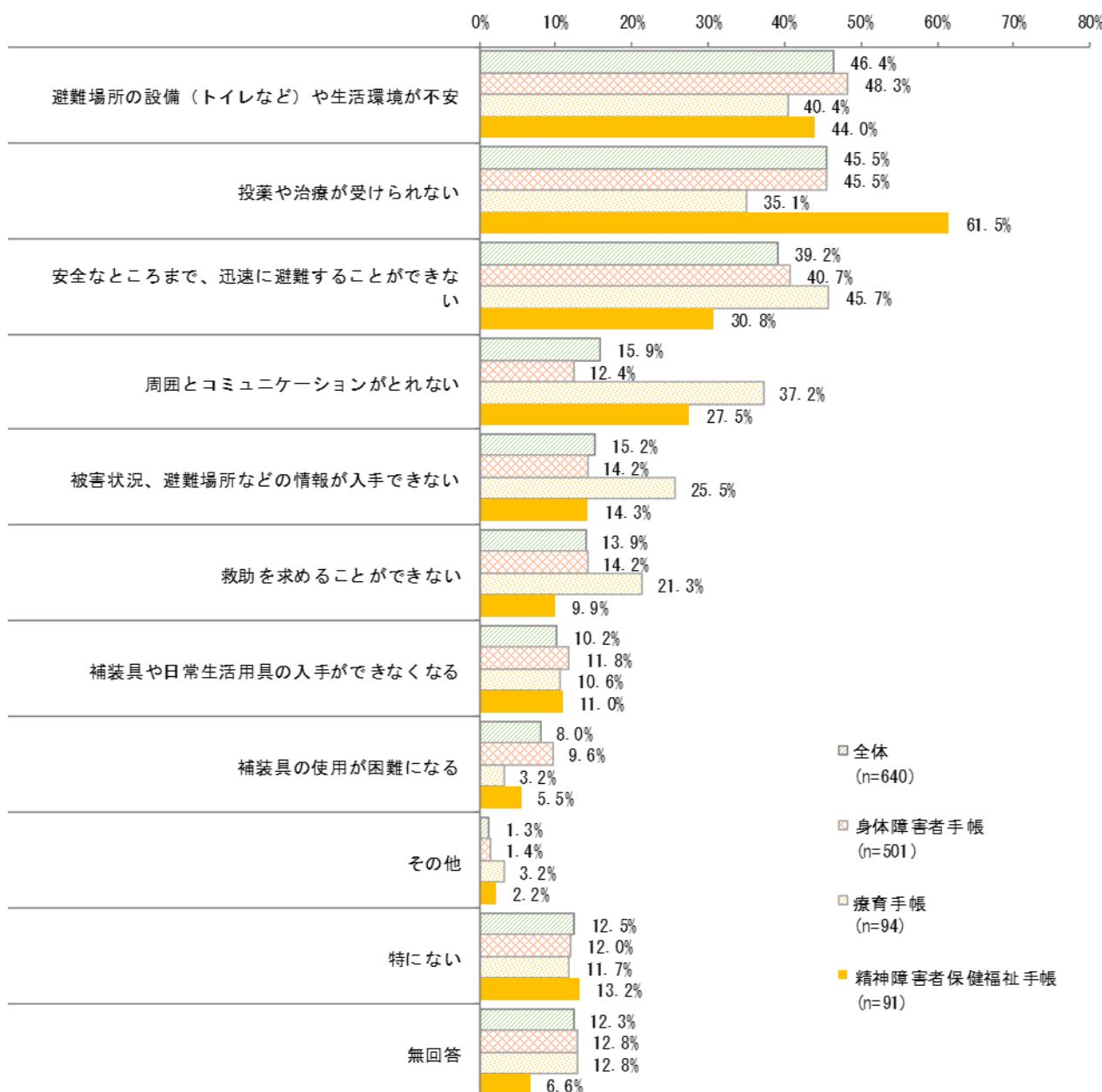
イ) 災害時において近所に助けてくれる人がいるか

「いる」が 34.7%、「いない」が 25.8%、「わからない」が 32.2%となっています。



ウ) 災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 46.4%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」が 45.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 39.2%となっています。



第3節 アンケート調査結果まとめ

- ・日常生活の状況については、「ひとりでできる」が全ての項目で最も高くなっていますが、「外出」、「お金の管理」については、「ひとりでできる」が6割となっており、介助を必要としない障がい者が多い状況です。
- ・今後3年以内の暮らしの希望については、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」55.2%、「父母・祖父母・兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」17.5%、「一人で暮らしたい」13.3%となっています。
- ・地域で生活するために必要だと思う支援については、「在宅で医療ケアなどが適切に得られる事」45.2%、「障がい者に適した住居の確保」35.9%、「必要なサービスが適切に利用できること」34.4%となっています。
- ・外出頻度については、「1週間に数回外出する」42.8%、「毎日外出する」38.0%、「めったに外出しない」9.4%となっています。
- ・外出する時に困ることについては、「買い物に行く」70.7%、「医療機関への受診」62.0%、「通勤・通学・通所」29.3%となっています。
- ・今後、収入を得るための仕事の希望については、「仕事をしたい」52.0%、「仕事はしたくない、できない」37.8%となっています。
- ・障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」31.4%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」30.0%、「通勤手段の確保」23.8%となっています。
- ・今後利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」35.0%、「居宅介護（ホームヘルプ）」26.6%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」24.5%などが高くなっています。
- ・悩みや困ったことの相談先については、「家族や親せき」79.1%、「友人・知人」31.9%、「かかりつけ医師や看護師」29.5%となっています。
- ・障がいや福祉サービスなどに関する情報の取得方法については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」37.3%、「家族や親せき、友人・知人」35.0%、「行政機関の広報誌」30.6%となっています。
- ・成年後見制度の認知度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」30.2%、「名前も内容も知らない」28.9%、「名前も内容も知っている」23.8%となっています。
- ・災害時の人での避難可否については、「できる」43.0%、「できない」29.7%、「わからない」21.4%となっています。
- ・災害時において近所に助けてくれる人の有無については、「いる」34.7%、「いない」25.8%、「わからない」32.2%となっています。
- ・災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」46.4%、「投薬や治療が受けられない」45.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.2%となっています。

第3章 第4期いちき串木野市障害者計画

第1節 基本理念

本市の進むべき方向としての基本的指針となるいちき串木野市第2次総合計画では、「住み続けたいまち住んでみたいまちづくり」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野について『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』を基本方針としております。

障がい者（児）福祉の充実においては、すべての市民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、誰もが安心して生活できる地域づくりや障害福祉サービスの更なる充実、雇用の場の拡大などが課題となっています。

これに対し、療育施設については民間事業者で施設が設置されるなど充実が図られつつありますが、障がいの重度化・重複化や多様化の状況を踏まえ、必要な療育や教育等が一貫して計画的に行われ、生涯を通じて切れ目のない充実した支援が求められています。

また、国の基本理念である「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものである」との考え方も踏まえ、障がい者が、その能力や個性を最大限に発揮してその人らしく安心して暮らせるに加えて、障がいの有無に拘らず地域住民が共に支え合い認め合う地域共生社会を実現できるよう、以下のように基本理念を設定します。

基本理念

**健康で文化的な生活を営める
「元気で安心できるまちづくり」**

第2節 重点目標

本市では、以下の4項目を重点目標として掲げ、基本理念の実現を図ります。

1 障がい者の主体性・自主性の確保

障がい者本人が主体性・自主性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことを期待し、その能力を十分に発揮できるような施策の推進に努めます。

2 市民全員参加による「地域共生社会」の実現

障がいを取り巻く生活上の障壁を除去し、生活環境の改善を図ることにより、障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくことの実現に向けて地域社会全体で取組む「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを目指します。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした不当な取扱いや、合理的配慮の不提供をなくす取組を行います。

3 社会参加・就労定着に向けた支援

障がいのある人の社会参画に向けた施策等のより一層の推進を図るとともに、障がい者等基幹相談支援センターを中心とした相談窓口の充実や就労支援の取組等を強化します。

4 高齢期障がい者や障がい児への対応

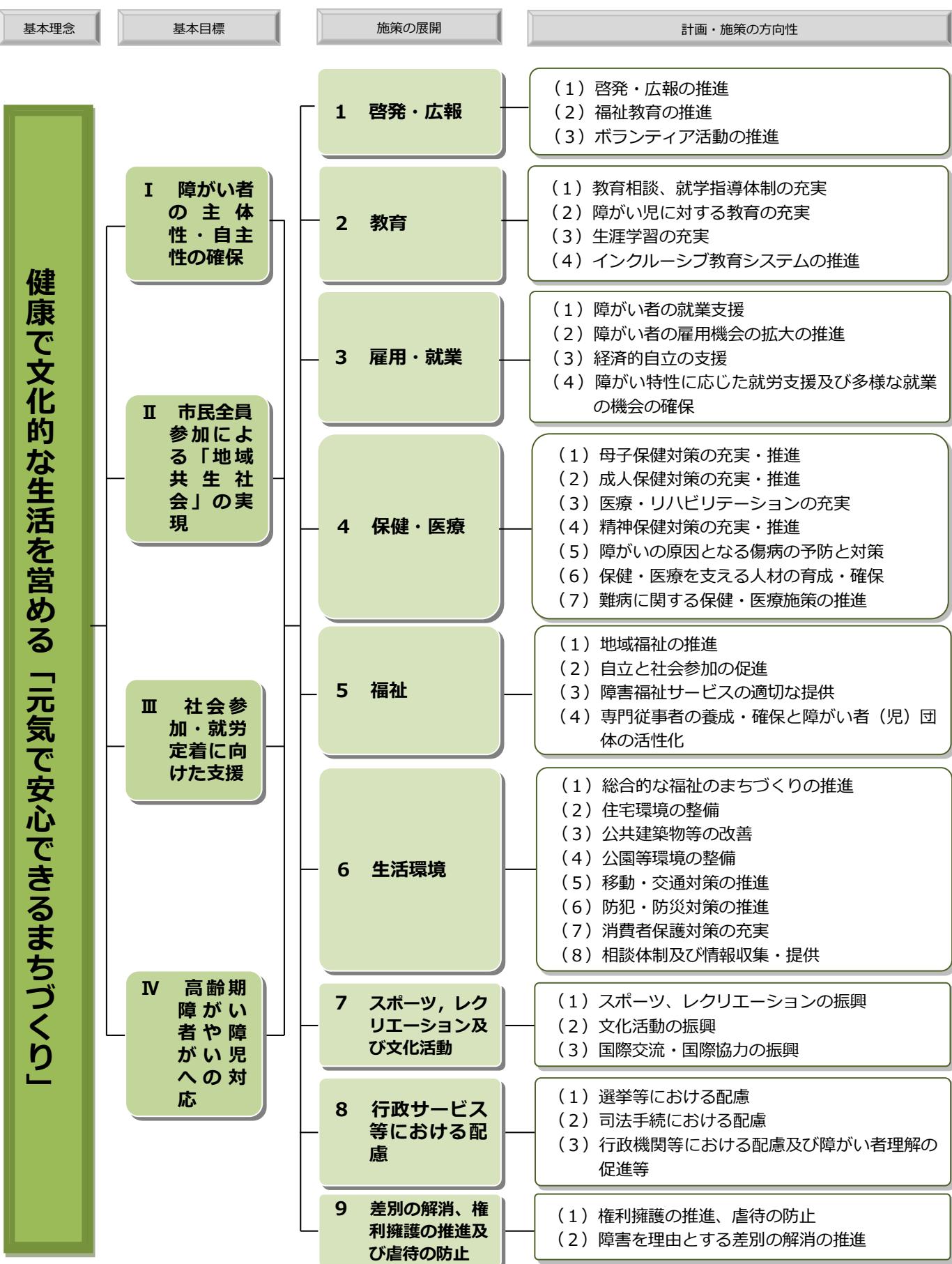
障がい者の高齢化に即応した支援を行うとともに、障がい児の支援にあたっては、関係機関と連携し、障がいの早期発見や療育支援など特別な支援が必要な子どもの状態を把握し、個々の状態に対応するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援や保健、医療、福祉、教育、就労支援等が連携し、一貫した支援体制の強化に努めます。

第3節 分野別施策

基本理念及び重点目標の達成に向けて、本市が取り組む各種施策を以下の通り、分野別にまとめました。

1. 啓発・広報
2. 教育
3. 雇用・就業
4. 保健・医療
5. 福祉
6. 生活環境
7. スポーツ、レクリエーション及び文化活動
8. 行政サービス等における配慮
9. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

第4節 施策の体系図



第4章 分野別施策の基本の方策

第1節 啓発・広報

障がい者を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、行政が障がい者に対して各種施策を実施することに加えて、社会を構成するすべての人々が障がい及び障がい者に対して十分な理解と配慮を示すことが重要です。

すべての障がい者が社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得るために、社会的障壁の除去に向けた啓発及び知識の普及を図ることが必要です。

また、障がい者が住み慣れた地域で生きがいに満ちた日々を送ることができるよう、各種団体との密接な連携を取り、広報紙の利用促進を図りながら、幅広い啓発活動を行い、住民の理解を一層深めていくための支援体制の強化が求められます。

また、福祉の心を育むために、学校・職場・地域社会・家庭等日常生活の場で、市民が自然な形で障がい者とふれ合える福祉教育の諸施策を実施するとともに、住民及び障がい者自身のボランティア活動を推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none">① 啓発広報にあたっては、障がいのある方もない方も地域の中でともに暮らし、学ぶというノーマライゼーションの理念のもとに、「社会参加と共生」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努めます。本市では、広報紙の活用・各種団体の開催する会議での出前講座の実施・福祉事務所窓口での啓発活動などを活用し、障害福祉サービスの周知を図っています。今後も継続して各関係機関と連携し、あらゆる手段を通して啓発・広報に努めます。② 「障害者週間（12月3日～9日）」、「人権週間（12月4日～10日）」、「障害者雇用支援月間（9月）」等の意義を広く市民に理解してもらうための広報を推進します。市民に障がいに対する関心と理解を深め、障がい者の社会・経済・文化その他あらゆる分野活動への参加を促進します。③ 各福祉団体等が主催する自主活動や仲間づくりのイベント等を支援し、相互交流を促進します。④ 障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立意識の向上を図ります。⑤ 各種保健福祉制度の周知のため、より分かりやすいパンフレット「保健福祉のしおり」等を作成します。
(2) 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">① 学校教育における児童・生徒の福祉教育を推進します。関係機関と連携して、障がい者と児童・生徒との交流活動を支援し、「福祉の心」や障がいに対する正しい理解と配慮を育み、互いの違いを認め合って協力し合う人間尊重の精

	<p>精神の涵養を目的とする教育活動を推進します。</p> <p>② 地域におけるあらゆる機会を利用し、ボランティア精神を育む福祉教育を推進します。福祉事務所・保健所・各種福祉団体等と連携して、職場や地域・家庭等における福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障がい者とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。</p>
(3) ボランティア活動の推進	<p>① ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を密にし、地域住民主導によるボランティア活動への積極的な参加を促進します。また、ボランティアセンターへの登録や、ボランティアフェスタへの積極的な参加を促すために、ボランティア委員会の活動促進に取り組みます。</p> <p>② 学校教育において、児童生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障がい者や児童生徒自身がその能力・適性において、積極的に参加する機会の確保に努めます。</p> <p>③ 学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体・企業等との連携のもとに、ボランティア活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めます。</p> <p>④ ボランティア活動への積極的な参加を促し、市民及び障がい者自身が主体となったボランティア活動を支援します。</p> <p>⑤ 地域のボランティア活動団体等に対して、専門的な情報を提供します。</p> <p>⑥ 「近隣保健福祉ネットワーク」等を活用し、在宅福祉アドバイザーや民生委員の見守り活動を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。</p>

第2節 教育

本市では、小・中学校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援学校等とも連携して、障がいの程度に応じた学習を実施しています。障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障がい児に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。さらに、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

【施策の方向】

(1) 教育相談、就学指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none">① 就学相談においては、障がい児の実態を的確に把握し、保護者や本人の考え方や意見を聴いた上で、特別な教育的対応の必要性についての共通理解を図ります。また、保護者への具体的な情報提供に努めます。② 円滑な就学手続きのためには、早期から保護者の理解と協力を得る必要があることから、学校内における連携を深め校内就学指導体制の充実に努めます。③ 専門的な知識と経験が求められる就学指導担当者の資質の向上を図るため、教育委員会において各種の研修会を開催します。④ 本市では、市内保育所等において障がい児を受け入れており、障がい児の療育強化に努めています。今後も、乳幼児健診などを通じて障がい児を把握し早期療育に努めるとともに、教育委員会において適切な就学指導を行います。⑤ 適切な「学びの場」の選択に関する情報や、教育的ニーズに応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて関係者への周知を行います。
(2) 障がい児に対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none">① 障がい児を的確に把握し、特別支援教育の充実や、就学指導体制の整備等を行い、学校教育における障がいのある児童生徒の教育を充実させます。② 障がい児を担当する教職員の指導力の向上を図るために、専門的研修の推進に努めます。また、すべての教職員が障がい児を正しく理解できるように努めます。③ 地域社会において、障がい児が、障がいのない児童生徒と交流する学習機会を可能な限り拡充し、共に育つ、地域に開かれ支えられた障がい児教育の充実に努めます。④ 障がい児の多くに言語の遅れがあることから保護者の研修を実施するとともに、保護者のサークル活動等に対して、

	<p>情報提供や支援を行います。</p> <p>⑤ 障がい児が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。</p> <p>⑥ 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を推進します。</p> <p>⑦ 障がい児の学校教育活動に伴う通学を含む移動に係る支援の充実を図ります。</p> <p>⑧ 特別支援学級の教員については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、特別支援教育に関する研修会等の充実を図ります。</p>
(3) 生涯学習の充実	<p>① 障がい者が、健やかで生きがいのある生活を送れるように、学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等と連携して、生涯学習の充実に努めます。</p> <p>② 障がいの有無にかかわらず、全てのこどもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、こどもたちの多様な学習・体験活動等の充実を図ります。</p> <p>③ 市立図書館、学校図書館等が連携を図りながら、障がい者の読書環境の整備の充実を図ります。</p> <p>④ 障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、訪問支援を含む多様な学習活動を行う学びの場やその機会の提供・充実を図ります。</p>
(4) インクルーシブ 教育システムの 推進	<p>① 特別支援教育の充実を通じて、障がい児に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進します。</p> <p>② 「市いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめの防止等のための適切な支援を行います。</p>

第3節 雇用・就業

障がい者がその適性と能力に応じて仕事に就き、社会経済活動に参加することは、社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方のもと、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、総合的な支援を推進します。さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、年金や諸手当の受給の支援、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

【施策の方向】

(1) 障がい者の就業支援	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて、適切な職業に従事できるように、多様な就業先の確保に努めます。② 障害者就業・生活支援センター及び障害者職業能力開発校等の周知広報により就業を支援します。③ ハローワーク等が実施する障がい者の職業相談等を周知広報するとともに障害者社会復帰連絡会議の開催等に積極的に協力し、参加促進を図ります。④ 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援に取り組みます。⑤ 就労移行支援等を利用して一般就労につながった障がい者の就労の継続を図るための支援を推進します。⑥ 企業等において障がい者であることを理由とした人権の侵害を受けることがないよう、行政、企業等、関係機関と連携し、理解・啓発に努めます。
(2) 障がい者の雇用機会の拡大の推進	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者の特性に応じたきめ細やかな相談を行い、職業能力開発に必要な民間企業等の支援や援助を活かして雇用促進を図ります。② 就業および就業継続を目的とする就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービスを推進し、障がい者の就業支援に努めます。③ 障がい者の雇用促進を図るため、事業主に対し障がい者雇用について理解と認識を深めるための啓発活動を行い、雇用の確保について働きかけます。④ 障害者雇用率制度をはじめ、各種制度について周知啓発を図り、障がい者雇用の促進を図ります。
(3) 経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業の促進に関する施策や年金や諸手当の受給を支援し、各種の優遇措置に関する情報提供を行います。

<p>(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</p>	<p>① 多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、採用後に障がい者となった者についても、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策の充実を図ります。</p> <p>② 短時間労働や在宅就業、自営業など障がい者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICTを活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、適切な雇用管理を行った上で、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進します。</p>
--	---

第4節 保健・医療

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を行います。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行います。

障がい者が身近な地域で必要な保健・医療サービスやリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策に取り組みます。

【施策の方向】

(1) 母子保健対策の充実・推進	<ul style="list-style-type: none">① 障がいの発生予防・早期発見のために、母子保健訪問指導を継続的に実施します。② 妊産婦、新生児や児童に対する健康教育、健康指導、健康診査等の充実を図り、予防接種の適切な実施等に努めるとともに、正確な母子保健の知識を広く市民全体に普及します。③ 乳幼児健康診査や子育て教室等の機会を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策等の普及啓発に努めます。④ 障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。
(2) 成人保健対策の充実・推進	<ul style="list-style-type: none">① 職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動の推進に努めます。② 適正な栄養、運動、休養等、健康的な生活スタイルの確立のため、健康づくりを推進します。③ 生活習慣病の予防のため、地域における健康診査等の適切な実施や疾病等に関する健康相談・健康教育活動を充実します。
(3) 医療・リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none">① 医療・介護の給付又はリハビリテーションの提供にあたっては、可能な限り身近な場所においてこれらを受けられるように必要な施策を実施します。② 子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費等の公費助成を継続的に実施し、早期治療の徹底を図ります。③ 障がい者の自立支援のために、訪問看護・リハビリテーション・訪問指導等の在宅サービスの充実を図ります。④ 障がい者自身や家族等の関係者に対して、合併症や日常生活における必要な知識を普及します。⑤ 疾病や負傷等により、在宅で寝たきりや重度の障がいがある方に対して、介護保険サービスや障害福祉サービス等を提供します。

	<p>⑥ 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。</p>
(4) 精神保健対策の充実・推進	<p>① 精神障がい者に適切な医療の機会を提供し、継続的に支援するため、関係機関等の連携を図ります。</p> <p>② 市民の心の健康について、正しい知識の普及啓発を行い、保健センター等における精神保健相談や援助体制の充実に努めます。</p> <p>③ 精神障がい回復状態に応じた段階的な社会参加を支援するために、社会復帰訓練のあり方等を検討します。</p> <p>④ 精神障がい者に対する市民の理解を深め、精神障がい者を地域で支える体制づくりに努めます。</p> <p>⑤ 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、精神障がい者とその家族に対する当事者及び家族の支援を行います。</p> <p>⑥ 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。</p>
(5) 障がいの原因となる傷病の予防と対策	<p>① 障がいの原因となる傷病の予防に必要な知識の普及に努めます。母子保健等の保健対策の強化や当該傷病の早期発見及び早期治療の推進を図ります。</p> <p>② 障がいの原因となる難病等について、その調査及び研究に協力し、難病等に対する施策を推進します。</p> <p>③ 生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。</p>
(6) 保健・医療を支える人材の育成・確保	<p>① 保健医療対策の推進にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であるため、理学療法士、作業療法士、看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めます。</p> <p>② 地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障がい者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。</p> <p>③ 発達障がいの早期発見、早期支援の重要性に鑑み、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。</p>
(7) 難病に関する保健・医療施策の推進	<p>① 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。</p>

第5節 福祉

障がいの重複化、高齢化が進んでいる状況を踏まえ、障害福祉サービスの充実と障がい者が住み慣れた家庭や地域の中で、地域社会の一員として安心して生活し、生きがいを持って社会参加できる環境づくりが必要です。

障がい者に対する住民の理解と協力を得ながら、行政・福祉団体・ボランティア等と連携し、地域の福祉ニーズに的確に対応できる体制の整備が求められます。

【施策の方向】

(1) 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で生活を営めるように、在宅福祉を中心とした福祉サービスの充実に努めます。② 民生委員や在宅福祉アドバイザーの訪問を通して、安否確認や福祉情報の提供を行います。③ 地域福祉活動を推進する社会福祉協議会が中心となり、市民の積極的な参加と協力を得ながら、近隣保健福祉ネットワークの充実に努めます。④ 障がい者や高齢者等、援護が必要な方達に対する福祉・介護サービスを適切に提供できる体制を整備します。⑤ 高齢者・障がい者・児童等の福祉サービスについて、相互又は一体的に利用しやすく、地域全体で地域住民が主体的に地域課題解決を試みる「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを検討します。
(2) 自立と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">① 生活支援体制の充実や居住の場の確保、日常生活の援護等を図り、障がい者の自立した生活を支援します。② 障がい者の自立と社会参加の促進のため、言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段の確保に努めます。
(3) 障害福祉サービスの適切な提供	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者の有効なサービス利用のため、障害福祉サービスをより多くの人が認知し、利用できるよう広報活動に努めます。② 国や県、審査会、サービス提供事業者等と連携を取り、障害支援区分認定審査会を定期的に開催して、適切な障害支援区分の認定や障害福祉サービスの給付業務の提供に努めます。③ 障がい者が地域で生活する上で、適切にサービス提供されているかを検討し、必要な支援を充実し就労や自立への援助を図ります。
(4) 専門従事者の養成・確保と障がい者（児）団体の活性化	<ul style="list-style-type: none">① 福祉サービスの質的向上のために、介護福祉士や社会福祉士等の確保を図ります。また、福祉サービスの円滑な提供のため身体障害者相談員等の活用を図ります。② 障がい者団体と連携し、各団体が実施する事業を支援します。

第6節 生活環境

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るために、障がい者（児）等の意見を踏まえ、障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境のバリアフリー化の推進、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等の取組を推進します。さらに、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

建築物・道路・公園・交通機関等における障害物の除去や、情報収集やコミュニケーションに当たってのハンディキャップの軽減は、障がい者の自立と社会活動への参加を促進するための基礎的な条件となる事から、行政・民間事業者・市民が一体となって理解を深め、協力して取り組むことが求められています。

本市では、障がい者や高齢者が住みやすいまちづくりのため、市をはじめとする公的機関が管理する建築物等については、出入り口のスロープ化や自動ドア設置等の整備を行い、また道路については、通行の安全を確保するため、歩道の拡幅や段差解消等に取り組みます。

【施策の方向】

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">① 建築物や道路、公共施設等の整備改善を充実させるとともに、福祉環境整備の必要性について、市民全体の理解や積極的な支持・協力を促す意識の高揚を図ります。② バリアフリー法及びバリアフリー整備目標に基づき、聴覚障がい及び知的障がい・精神障がい・発達障がいに係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進します。③ 福祉・医療施設の適正かつ計画的な立地の推進等により、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
(2) 住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none">① 公営住宅の改造にあたっては、障がい者や高齢者に配慮した整備を推進します。② バリアフリーの導入や手すりやスロープの設置等により、車いす使用者の通行幅の確保、段差解消を行います。③ 障がい者の日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
(3) 公共建築物等の改善	<ul style="list-style-type: none">① 不特定多数の方が利用する建築物については、障がい者等にとって円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

(4) 公園等環境の整備	<p>① 公園等の整備にあたっては、障がい者用トイレや水飲み場の設置、障がい者用の駐車スペース等にきめ細かな配慮をし、施設のバリアフリー化を推進します。</p>
(5) 移動・交通対策の推進	<p>① 道路については、幅の広い歩道の確保や段差の解消により安全で快適な歩行空間を確保します。</p> <p>② 障がい者の屋外での移動を容易にするため、移動支援事業・自動車改造費助成事業の給付等各種援助策を実施します。</p>
(6) 防犯・防災対策の推進	<p>① 災害対策について、継続的に要支援者台帳の作成を行い、障がい者への地域ぐるみの支援体制を強化します。</p> <p>② 障がい者に対して防犯・防災への意識の向上を図り、災害その他の非常事態時の安全を確保します。</p> <p>③ 緊急時における通報体制については、ファックス110番・緊急通報装置・火災警報器・自動消火器等の周知を図ります。</p> <p>④ 障がい者や高齢者が安心して暮らせる環境を確保するため、緊急時に迅速な対応が取れるよう、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークの充実を図ります。</p> <p>⑤ 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。</p> <p>⑥ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、必要な福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮の促進や、福祉避難所への直接避難等が促進されるよう、必要な体制の整備を促進します。</p> <p>⑦ 地域において防災教育の大切さや避難訓練の重要性についての啓発を行います。</p> <p>⑧ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。</p> <p>⑨ 「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障がい者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた広報啓発を行うとともに、障がい者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実を図ります。</p>
(7) 消費者保護対策の充実	<p>① 消費者からの各種相談に対応できる体制を充実するとともに、消費者トラブルの未然防止のため、県消費生活センター等各種機関と連携をとり、消費者情報の的確な提供に努めます。</p> <p>② 消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供、障がい者に</p>

	<p>対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障がい者等に対する消費者教育を推進します。</p> <p>③ 障がい者団体、福祉関係団体等の多様な主体の連携により、障がい者等の消費者被害防止及び早期発見に取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センター等におけるメール等での消費生活相談の受付や、消費生活相談員の障がい者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。</p>
(9) 相談体制及び 情報収集・提供	<p>① 市障がい者等基幹相談支援センターにおいて障がいの種別や年齢を問わず、障がい者やその家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスをコーディネート、専門的な機関への紹介など一貫した総合相談体制を充実させます。</p> <p>② 手話通訳者等派遣、点字図書給付等のサービスを充実し、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する的確な情報提供に努めます。</p> <p>③ 情報化社会の進展に伴い、障がい者が円滑に情報を取得利用し、他人との意思疎通を図れるように、情報通信機器の普及促進を図ります。</p>

第7節 スポーツ・レクリエーション及び文化活動

全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で、スポーツ、レクリエーション及び文化活動は、社会参加促進や生活を豊かにするためにも極めて重要であり、積極的に振興が図られる必要があります。特にスポーツについては、障がい者の体力の向上、健康増進という観点からも大きな意義があります。

スポーツやレクリエーション、文化活動等を通じて、仲間との交流や各種大会への参加等が促進され、生きがい対策としても多大な効果が期待されます。スポーツ活動や健康づくり、文化活動等への参加・啓発を推進するなかで、障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会をさらに確保し、その質的充実を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) スポーツ、レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興を図るために、社会教育・社会体育施設の利用に配慮した設備の整備・改修に努めます。② スポーツ、レクリエーション活動を支援するとともに、ボランティア団体等と連携を取り指導員等の育成を図ります。③ 障がいの種別や障がいの程度を越えた障がい者同士や市民との交流の促進が図られるよう、その機会の確保に努めます。④ レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。
(2) 文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none">① 生涯学習、音楽・絵画・演劇・書道等の文化活動への参加を促進します。② 文化活動への参加機会の確保に努めるとともに、必要な施策を実施します。③ 聴覚障がい者のためのバリアフリー字幕及び視覚障がい者のための音声ガイド等の配慮を行うことにより、文化芸術の普及・振興を図ります。
(3) 国際交流・国際協力の振興	<ul style="list-style-type: none">① 諸外国の障がい者との交流は、国際感覚を培うとともに障がい者の問題に対する視野を広め、障がい者の自立と社会参加を促進する上で大きな意義があるため、障がい者の国際交流の推進に努めます。② 県が推進する国際障害者スポーツ大会への選手派遣や青少年・女性の各種海外派遣研修等への参加促進や情報提供に努めます。

第8節 行政サービス等における配慮

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を促進するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等も利活用しながら、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

(1) 選挙等における配慮	<ul style="list-style-type: none">① 選挙において、障がい者が円滑に投票できるよう、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じます。② 点字による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。③ 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者が障がい特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう取り組みます。また、選挙人を介護する者や他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。④ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保を図ります。
(2) 司法手続における配慮	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者がその権利を円滑に行使できるように、個々の特性に応じた意思疎通の手段を確保します。
(3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	<ul style="list-style-type: none">① 職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、コミュニケーションに困難を抱える障がいや、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に求められる合理的配慮を含めた必要な配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。② 障がい者を含む全ての人の利用のしやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。③ 行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

第9節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開とともに、事業者や市民の幅広い理解のもと、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法の実効性ある施行を図ります。また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

(1) 権利擁護の 推進・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">① 障害者虐待防止法の成立を機に虐待防止に関する法律の趣旨が徹底される中で、地域社会において各関係機関の連携をより一層深め、障がい者だけでなく高齢者及び児童の虐待防止活動や権利保護活動への取り組みを強化して、すべての人が暮らしやすい社会を目指します。② 各事業者や地域自立支援協議会との連携を図り、情報交換を円滑化し、虐待の未然防止に努めます。③ 障がい者の虐待の防止について、市の障害者虐待防止センターにおいて、虐待の情報を速やかに関係機関へ提供を行うなど、連携と虐待防止の周知徹底を図ります。④ 障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。
(2) 障害を理由とする 差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none">① 事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法の円滑な施行に基づき、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。② 地域における障害を理由とする差別の解消の推進については、市地域自立支援協議会で取り組みます。③ 障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い市民の理解を深めるため、多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動に取り組みます。④ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

第5章 第7期いちき串木野市障害福祉計画 第3期いちき串木野市障害児福祉計画

第1節 基本理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き、サービスの均てん化を図ります。発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に係る者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の發揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第2節 障害福祉サービス等に関する数値目標

障害者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国的基本方針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国的基本方針	①令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する ②令和8年度時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減する
本市の方針	①本市の実情を考慮し、令和4年度末時点（70人）の施設入所者の5.7%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②施設入所者数を令和4年度末時点（70人）から5.0%以上削減することを目指します。
目標値	①地域生活移行者数 4人（5.7%移行） ②施設入所者の削減数 5人（7.1%削減）（令和8年度末）

2 地域生活支援の充実

国的基本方針	①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ②令和8年度末までに強度行動障がいを有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。
本市の方針	①拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」の整備を取り組み、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進めます。 ②令和8年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携し、支援体制について協議します。
目標値	①地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 1回以上 ②強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握及び支援体制についての協議を実施します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の方針	<p>①令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。</p> <p>④就労継続支援B型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p>
本市の方針	<p>地域の企業や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。</p> <p>①福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>②就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目指します。</p> <p>③就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和3年度実績の1.29倍以上とすることを目指します。</p> <p>④就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目指します。</p>
目標値	<p>①福祉施設からの一般就労移行者数 2人 (内訳)</p> <p>②就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 1人</p> <p>③就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 1人</p> <p>④就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 0人</p>

(2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本方針	①就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。 ②就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
本市の方針	①就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを目指します。 ②就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。
目標値	①就労定着支援事業の利用者数 2人 ②就労定着率が7割以上の事業所 25% (令和8年度)

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本方針	①児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	児童発達支援センターは1か所設置されていることから、保育所等訪問支援事業の推進に努めます。また、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。
目標値	児童発達支援センター 1カ所 保育所等訪問支援事業所の数 2カ所 (令和8年度末)

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本方針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
本市の方針	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、市内に各1か所設置されています。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の充実に努めます。
目標値	①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 1か所 ②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 1か所

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本方針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本市の方針	協議の場としては、自立支援協議会を設置しており、引き続き活動を積極的に行います。また、医療的ケア児に関するコーディネーターは配置されていますが、医療的ケア児等が適正な保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、県医療的ケア児等支援センターを活用し、地域の相談支援事業所との連携に努めます。
目標値	①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催回数 年 1回以上 ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 1人

5 相談支援体制の充実・強化等

国の方針	<p>①令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。</p>
本市の方針	<p>①基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援及び指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。</p> <p>②個別事例の検討を通じた地域課題の解決に向けて、障害者自立支援協議会定例会と専門部会が連携して取り組みます。</p>
目標値	<p>①障がい者等基幹相談支援センターの運営 1か所</p> <p>②定例会と専門部会の連携</p>

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の方針	令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。 障害福祉サービスの多様化、サービス提供事業所の増加に伴い、サービスの利用者に対して、より一層真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、相談支援従事者研修などの各種研修への市職員の参加、鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析などを行い、サービスの質の向上を図っていきます。
目標値	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数 1人以上 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制を確保し、それに基づく実施回数 年1回

第3節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の見込量

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保の方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

(1)居宅介護

対象者	障害支援区分1以上の方。身体介護等を伴う場合は区分2以上で別途5項目のいずれかに該当する方					
内容	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から1人当たり約9時間として見込量を設定しました。					
確保方策	市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、新規事業所の参入を呼びかけるなどサービス体制の受け皿の拡大を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	161	135	112	144	144	144
	人/月	19	16	16	16	16	16

(2)重度訪問介護

対象者	障害支援区分4以上で下記に該当する方 ・二肢以上の麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外に認定されている方 ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が10点以上ある方					
内容	常に介護を必要とする方に、居宅での介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。また、病院等に入院・入所している方に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数はこれまで利用実績を勘案し、利用時間は実績から1人当たり563時間として見込量を設定しました。					
確保方策	重度訪問介護は長時間対応できるヘルパーの確保と体制づくり、に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	61	577	500	563	563	563
	人/月	1	1	1	1	1	1

(3)同行援護

対象者	同行援護アセスメント調査票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方					
内容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供し、その他必要な援助を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から1人当たり約13時間として見込量を設定しました。					
確保方策	市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、新規事業所の参入を呼びかけるなどサービス体制の受け皿の拡大を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	90	78	84	91	104	117
	人/月	6	7	7	7	8	9

(4)行動援護

対象者	障害支援区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上に該当する方（障がい児はこれに相当する支援の度合い）					
内容	知的障害または精神障害により行動上困難を有する方に、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数はこれまでの利用実績を勘案し、利用時間は実績から1人当たり9時間として見込量を設定しました。					
確保方策	市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、新規事業所の参入を呼びかけるなどサービス体制の受け皿の拡大を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	18	12	24	18	18	18
	人/月	2	2	2	2	2	2

(5)重度障害者等包括支援

対象者	障害支援区分6で意思疎通に著しい困難を有し一定の要件に該当する方					
内容	常時介護を要する方で、介護の必要程度が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。					
見込量設定の考え方	利用実績はありませんが、重度訪問介護を参考に見込量を1人と設定しています。					
確保方策	市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、新規事業所の参入を呼びかけるなどサービス体制の受け皿の拡大を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	500
	人/月	0	0	0	0	0	1

2 日中活動系サービス

(1)生活介護

対象者	常時介護を必要とする方で障害支援区分3（50歳以上は区分2）以上の方					
内容	常に介護を必要とする方に、主に昼間、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会提供を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から1人当たり約19日として見込量を設定しました。					
確保方策	市内および市外事業所での対応を図ります。また今後も障がい者の日中活動の場として、身近な場所での利用が可能になるよう支援の充実に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,247	2,298	2,300	2,473	2,491	2,510
	人/月	110	121	121	133	134	135

(2)自立訓練（機能訓練・生活訓練）

対象者	身体機能・生活能力の維持向上のため、一定の支援が必要な方					
内容	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上のために支援が必要な訓練等を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から、機能訓練で1人当たり17日、生活訓練で1人当たり約11日として見込量を設定しました。					
確保方策	市内に事業所がないことから、必要な訓練が適切に受けられるよう、市外の関係機関及びサービス提供事業所との連携に努めます。また新規事業所の参入を呼びかけるなど受け皿の拡大を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	24	30	34	34	51	68
	人/月	2	2	2	2	3	4
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	115	71	71	91	99	110
	人/月	10	6	6	8	9	10

(3)就労選択支援

対象者	新たに就労継続A型事業を利用する意向の者 新たに就労継続B型事業を利用する意向の者 標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する者					
内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。					
見込量設定の考え方	新たなサービスで、ニーズが不確定なため、見込量を令和7年度以降10人と設定しています。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	10	10

(4)就労移行支援

対象者	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方					
内容	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。					
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から1人当たり約13日として見込量を設定しました。					
確保方策	市内に事業所がないことから近隣市の事業所での対応を図ります。また障がい者の一般就労を促進するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、サービス提供事業所との連携に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	106	112	110	106	106	106
	人/月	8	8	7	8	8	8

(5)就労継続支援A型

対象者	一般就労する事が困難な者で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の方					
内容	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援を行います。					
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約18日として見込量を設定しました。					
確保方策	利用者の増加を目指し、地域住民への事業所の周知や、新規の利用希望者への情報提供に努めます。またサービス提供事業所との連携を図り、支援内容の充実に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	人日/月	555	567	580	583	601	619
	人/月	30	32	32	33	34	35

(6)就労継続支援B型

対象者	一般企業等の雇用に結びつかない方や、または一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方					
内容	就労の機会を提供するとともに、生産活動に係る知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。					
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約16日として見込量を設定しました。					
確保方策	利用者は増加傾向にありますが、定員に満たないサービス提供事業所が多いことから、利用希望者のニーズに合わせて、市内事業所の周知や情報提供に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	人日/月	1,808	1,869	1,900	1,961	2,039	2,118
	人/月	113	120	122	125	130	135

(7)就労定着支援

対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方					
内容	企業や自宅等への訪問・来所により生活や体調管理などの課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言を行います。					
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、令和8年度までに2人と設定しました。					
確保方策	市内及び市外事業所での対応を図ります。これまで、若干名の一般就労への移行者がいる状況であり、サポート体制の充実に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	2	0	0	0	0	2

(8)療養介護

対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方 ・障害支援区分が6であり、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸管理を行っている方 ・障害支援区分が5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ・指定療養介護事業所を利用する方
内容	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、令和6年以降5人と設定しました。
確保方策	市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。新規の利用希望者については、サービス提供事業者や関係機関と情報共有しながら、適切なサービスが提供できるよう努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5

(9)短期入所（福祉型）

対象者	18歳以上の利用者：障害支援区分1以上 18歳未満の利用者：障害児支援区分1以上
内容	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間や夜間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約7日として見込量を設定しました。
確保方策	市内および市外事業所での対応を図ります。また障がい者（児）および家族の心身の支援を図るため、身近な場所でのサービス提供が行えるよう既存の事業所でのサービス提供体制の確保や新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	人日/月	73	81	81	79	85	92
	人/月	7	11	11	12	13	14

(10)短期入所（医療型）

対象者	重症心身障害児、または重度の障がいのある方 ・障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を実施。 ・障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方等。
内容	入浴、排せつ及び食事の介護等 ＊医療ニーズの高い障がい児、障がい者に対する医学的管理や療養上必要な措置を実施した場合、加算による評価を実施します。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり3日として見込量を設定しました。
確保方策	既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。また個々のニーズに合わせて、市外事業所の情報提供に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	人日/月	2	4	4	6	6	6
	人/月	2	1	1	2	2	2

3 居住系サービス

(1)自立生活援助

対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある方で、一人暮らしを希望する方や、家族の入院や入所等により一人暮らしとなる方
内容	定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活に課題がないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどの確認を行い、必要な助言や関係機関との調整を行います。また、利用者からの要請により訪問・電話等で隨時対応します。
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、令和6年度以降1人と設定しました。
確保方策	市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また地域移行支援を利用した在宅生活者の増加が見込まれるため、新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	1	1	1	1	1

(2)共同生活援助

対象者	障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方）
内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。また、重度障がい者は令和8年度までに1人と設定しました。
確保方策	地域移行等による受け皿の基盤として、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、サービス必要量の把握を行い、それに伴うサービス提供体制の確保や新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	54	55	62	58	61	64
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	1

(3)施設入所支援

対象者	①生活介護を受けている方で障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）である方。 ②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域で通所のサービス訓練等を受けることが困難な方。 ③就労継続支援B型と施設入所支援との利用を希望する方または生活介護と施設入所支援との利用を希望する障害支援区分4（50歳以上は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用組み合わせが必要な方
内容	主に夜間や休日に施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。
確保方策	市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また新規の利用希望者については、サービス提供事業者と連携し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	65	65	68	67	66	65

(4)地域生活支援拠点等

対象者	下記のサービスを必要とされる方
内容	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談・緊急時の受け入れ・体験の機会・場・専門的人材の確保・養成・地域の体制づくり）を構築します。
確保方策	他自治体の情報等を収集し、地域において機能を分担する「面的整備型」の整備に取り組み、その機能充実のため、効果的な支援体制の構築に努めます。

①地域生活支援拠点等の整備

設置箇所数	箇所	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1

②コーディネーターの配置、検証及び検討の実施回数

検証・検討の実施回数	回/年	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証・検討の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人/年	0	0	0	0	0	1

4 相談支援

(1)計画相談支援

対象者	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する方 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある子ども
内容	サービス利用支援は障がい者（児）の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
見込量設定の考え方	障害福祉サービス等を利用する場合は、基本的に本サービスを利用するというサービスの特性を踏まえて、見込量を設定しました。
確保方策	自立支援協議会の相談支援部会の場を通じて、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、相談支援体制の更なる充実に努めます。

単位	【実績値】	【計画値（見込み）】					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	39	37	37	39	41	43

(2)地域移行支援

対象者	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している方 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）等に入院している精神に障がいのある方。保護施設、更正施設等を退所する方
内容	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、令和6年度以降1人と設定しました。
確保方策	市内及び市外の相談支援事業所での対応を図ります。関係機関やサービス提供事業所との連携や制度の周知に努めます。

単位	【実績値】	【計画値（見込み）】					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/年	1	1	1	1	1	1

(3)地域定着支援

対象者	居宅において単身、または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方
内容	対象となる方と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
見込量設定の考え方	現在のところ実績はありませんが、以前は実績があったことから、計画終了までの見込量を1人と設定しています。
確保方策	市内及び市外の相談支援事業所での対応を図ります。また住み慣れた地域で安心した暮らしを実現するために、広く制度の周知に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	1

5 障害児通所支援等

(1)児童発達支援

対象者	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の子ども					
内容	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。					
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約9日として見込量を設定しました。					
確保方策	利用者の増加に対応するために、市内及び市外の事業所の利用を推進します。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	479	515	525	496	514	531
	人/月	54	55	56	56	58	60

(2) 放課後等デイサービス

対象者	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している子ども					
内容	学校通学中の子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を推進するとともに、放課後等における支援を推進します。					
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約11日として見込量を設定しました。					
確保方策	市内及び市外の事業所の利用を推進します。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	1,156	1,027	1,132	1,137	1,137	1,137
	人/月	105	103	102	105	105	105

(3)保育所等訪問支援

対象者	保育所等（保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設）に通う子ども
内容	保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を推進します。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり2日として見込量を設定しました。
確保方策	利用者の増加に対応するために、児童発達支援センターの充実を図ります。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	4	1	1	4	4	4
	人/月	3	1	1	2	2	2

(4)居宅訪問型児童発達支援

対象者	重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子ども					
内容	重度の障がい等のある子どもであって、障害児通所支援を利用するに外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。					
見込量設定の考え方	利用実績はありませんが、児童発達支援を参考に令和8年度までに1人あたり9日として見込量を設定しました。					
確保方策	サービス利用については、近隣市の事業所での対応を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	9
	人/月	0	0	0	0	0	1

(5)障害児相談支援

対象者	障害児通所支援を利用する子ども					
内容	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。					
見込量設定の考え方	障害児通所支援等の利用を希望する方は必ず本サービスを利用するというサービスの特性を踏まえて量を見込みました。					
確保方策	広く事業の周知を図り、利用を推進します。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	14	25	26	26	27	28

(6)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

対象者	NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子ども					
内容	医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。					
見込量設定の考え方	令和2年度からコーディネーターが配置されています。					
確保方策	広く事業の周知を図ります。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人/月	1	1	1	1	1	1

(7)障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及び提供体制の整備

内容						
子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や幼稚園、認定子ども園における障害児の受け入れの体制整備の構築を目指します。						

単位	【実績値】	【計画値（見込み）】				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所	人	5	3	7	7	7
認定子ども園	人	1	2	2	2	2

6 発達障害者等に対する支援

内容						
①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定します。						
②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定します。						

① ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等

単位	【実績値】	【計画値（見込み）】				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ペアレントプログラム受講者数	回/年	0	0	0	0	10
ペアレントトレーニング受講者数	回/年	0	0	0	0	10

② ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

単位	【実績値】	【計画値（見込み）】				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	1
ピアサポートの活動の参加人数	回/年	0	0	0	0	10

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容
①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
④現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
⑤現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
⑥現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	0	0	1	1	1

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

単位		【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	0	0	0	10	10	10

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	人/年	1	1	1	1	1	1

⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1

⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の共同生活援助	人/年	24	24	25	25	25	25

⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	1

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

内容
①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

① 基幹相談支援センターの設置の有無

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	—	有	有	有	有	有

② 基幹相談支援センターによる支援

ア) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 件/年	12	12	12	12	12	12

イ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 件/年	12	12	12	12	12	12

ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	3	3	3	3	3	3

エ) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	3	2	2	2	2	2

オ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	0	0	0	0	0	1

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1

イ) 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	箇所	1	1	1	1	1	1

ウ) 協議会の専門部会の設置数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数	箇所	5	5	5	5	5	5

エ) 協議会の専門部会の実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の実施回数	回/年	10	10	10	10	10	10

9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内容							
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。							
②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。							

① 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や市職員に対して実施する研修の参加人数	人/年	1	1	1	1	1	1

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	—	有	有	有	有	有	有
(共有する体制が有の場合) それに基づく実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

第4節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本市が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 訪問入浴サービス事業
	(2) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
	(3) 日中一時支援事業
	(4) 生活サポート事業
	(5) 社会参加推進事業（点字・声の広報等発行事業）
	(6) 社会参加推進事業（自動車運転免許取得費助成事業）
	(7) 社会参加推進事業（自動車改造費助成費用）

■必須事業■

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。					
対象者	地域住民					
確保方策	○障がいと障がい者への理解を深めることを目的として、窓口等へのパンフレットの設置や広報誌・市ホームページでの啓発活動を行います。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	—	無	無	無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

内容	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようになに、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。					
対象者	障がい者、その家族、地域住民等					
確保方策	○障がいのある方やその家族が、お互いの悩みの共有や情報交換のできる交流活動を支援するピアサポート等を実施します。 ○障がいのある方の当事者団体や家族会に対して、交流会開催時の公共施設の貸し出し、チラシ作成等の支援を行います。 ○障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援します。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	—	無	無	無	有	有	有

(3) 相談支援事業

内容	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
対象者	障がい者、その家族、地域住民等
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援事業の実施事業所数は、現在事業を実施している事業所数から、4箇所と見込んでいます。 ○障害者相談支援事業の周知を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。 ○複雑化、多様化する相談内容に対応するため、基幹相談支援センターを中心とした地域における総合的・専門的な相談支援を実施するための体制強化を目指します。また自立支援協議会の相談支援部会を中心に、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター設置の有無	—	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	無	無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	障害福祉サービス等を利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
対象者	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○利用の希望があった場合に対応する体制の確保を行います。 ○成年後見制度の周知を図り、必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対して、適切に補助を行います。 ○関係機関等が連携し、それぞれの機能を効果的に発揮することで、権利擁護支援が必要な人が早期の段階から相談につながることが出来るよう地域連携ネットワークの推進に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業利用者	人/年	1	0	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。
対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期は成年後見制度法人後見支援事業実績はありませんが、法人後見支援の体制整備に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業利用者	人/年	0	0	0	0	0	1

(6) 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
対象者	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。 ○手話通訳者については、手話通訳者養成講座を継続して実施し、手話通訳者派遣登録者の増員を目指します。また要約筆記者については、利用希望があった際に、県が実施する養成講座の受講を促すなど、要約筆記者派遣登録者の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	52	50	50	50	50	50

(7) 日常生活用具給付事業

内容	特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。
対象者	障がい者等であって当該用具を必要とする者
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○広報等で事業の周知を図り、障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。 ○排泄管理支援用具は、支給用具が消耗品であるという特性を踏まえて、利用ニーズに対して適切に給付できるように提供体制の確保に努めます。 ○その他の用具については、第6期計画期間中の利用実績が0件である事業もありますが、利用の希望があった場合に適切に対応できるように、提供体制の確保に努めます。

【日常生活用具 参考例】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの 【用具例】特殊寝台 特殊マット 入浴担架 移動用リフト 等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】入浴補助用具 T字状・棒状のつえ 等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】透析液加温器 ネブライザー（吸入器） 等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】携帯用会話補助装置 視覚障害者用拡大読書器 等
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】ストーマ装具（ストーマ用品等） 紙おむつ 等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 【用具例】居宅生活動作補助用具

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	0	0	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	0	4	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	3	5	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	5	3	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	836	771	800	800	800	800
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	0	2	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容	手話で日常会話をを行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
対象者	実施主体が適当と認めたもの
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者との交流活動の促進、本市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。 ○研修を受講した住民が習得した手話表現技術を活かせるよう、行政等と受講者の連携や活躍できる場について、検討を行います。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（終了見込者/登録見込件数）	人/年	12	9	12	10	10	10

(9) 移動支援事業

内容	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。
対象者	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また県の研修事業を広く周知し、新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	0	2	2	2	2	2

(10) 地域活動支援センター事業

内容	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、支援を行う事業です。
事業形態	<p>■ 地域活動支援センターⅠ型 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。</p> <p>■ 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>■ 地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。</p>
確保方策	<p>○市内及び市外事業所での対応を図ります。また地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するようサービス提供事業所と連携し、日常生活支援等の体制強化に努めます。</p> <p>○地域活動支援センターの周知を行い、利用を促進します。</p> <p>○地域活動支援センターで、創作的活動及び生産活動等の機会を提供するとともに、社会との交流の促進等に努めます。</p>

① 地域活動支援センターⅠ型

【自市町村での実施箇所数】

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自市町村での実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1
自市町村での年間実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1

【他市町村での実施箇所数】

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
他市町村での実施箇所数	箇所	2	1	1	1	1	1
他市町村での年間実利用者数	人/年	6	6	6	6	6	6

② 地域活動支援センターⅡ型

【自市町村での実施箇所数】

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自市町村での実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1
自市町村での年間実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1

【他市町村での実施箇所数】

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
他市町村での実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1
他市町村での年間実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1

③ 地域活動支援センターⅢ型

【自市町村での実施箇所数】

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自市町村での実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
自市町村での年間実利用者数	人/年	1	1	0	1	1	1

【他市町村での実施箇所数】

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
他市町村での実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1
他市町村での年間実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1

■任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

内容	単独では入浴する事が困難な方に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。					
対象者	身体障害者手帳1・2級の肢体不自由に該当し、他のサービスで入浴が困難な方					
確保方策	市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また利用者数は横ばい状態であるため、現状と同様の見込量を確保しつつ、新たな利用希望があった場合は、個々のニーズに沿った迅速な対応に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	1	1	1	1	1	1

(2) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

内容	(1)就労移行支援事業または自立訓練事業利用者に更生訓練費を給付します。 (2)就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立するため施設を退所することになった方に就職支度金を支給します。					
対象者	(1)就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用して生活保護を受給されている方、または要保護者（更生訓練費） (2)就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により、施設を退所することになった方（就職支度金）					
確保方策	(1)については市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また利用者数は横ばい状態であるため、現状と同様の見込量を確保しつつ、新たな利用希望があった場合は、個々のニーズに沿った迅速な対応に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	人/年	0	0	2	2	2	2

(3) 日中一時支援事業

内容	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。
対象者	日中において支援するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等
確保方策	<p>○市内および市外事業所での対応を図ります。また日中における活動の場合は障がい者にとって重要であるため、引き続き日中一時支援事業所からの意見を参考にするなど、事業に必要な支給量の確保に努めます。</p> <p>○障がいの特性や状況に合わせた適切なサービスが提供できるように、福祉サービスと連携し、必要なサービス量の確保に努めます。</p>

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	5	5	7	7	7	7
	人/年	6	5	11	11	11	11

(4) 生活サポート事業

内容	日常生活の支援や家事援助が必要な認められた方に、ホームヘルパー等を派遣し、家事援助を行います。
対象者	障害支援区分が非該当のため、サービスを受けられない方で一定の条件に該当する方
確保方策	新規の利用希望があった場合には、市外のサービス提供事業所と連携しながら、個々のニーズに沿ったサービス提供体制が確保できるように努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	人/年	0	0	0	0	0	1

(5) 点字・声の広報等発行事業

内容	点訳の方法により、市の広報などを定期的に提供します。					
対象者	文字による情報入手が困難な重度の視覚に障がいがある方					
確保方策	これまでの利用実績を勘案し、同様の見込量の確保に努めます。					

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	4	4	4	4	4	4

(6) 自動車運転免許取得・改造助成事業

内容	■自動車運転免許取得助成事業 障がい者の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用について 10 万円を限度に助成を行います。 ■自動車改造助成事業 自立した生活や就労等の実現のために、身体障害者自らが所有し運転する自動車を改造する際の費用を 10 万円を限度に助成を行います。
対象者	自動車運転免許証の取得等により、社会参加が見込まれる身体障害者
確保方策	○サービスの特性上、常に一定した利用希望があるわけではありませんが、利用の希望があった場合に適切にサービスを提供できるように体制を整備します。 ○事業内容の広報、周知に努め、利用促進を図ります。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	人/年	0	2	1	1	1	1

第6章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため必要な事項等

1 障がい者等に対する虐待の防止

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、障害者虐待防止センターを中心として、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

2 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

3 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要です。

- 1 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指點字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

4 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの市民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、市はその支援を行うことが必要です。また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の待遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

第7章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

1 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、府内関係各課や国・県の関係行政機関及び近隣自治体との連携を強化するとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、医療分野・雇用分野・教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

2 サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、鹿児島県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行います。

また、事業所の人材の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する市民への情報提供を図るとともに、市内の障害福祉サービス等従事者が新たな知識や技術を習得できるように、研修受講の支援や従事者相互の情報交換・共有の促進を支援します。

第2節 PDCA サイクルによる評価と計画の見直し

1 PDCA サイクルによる評価

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の2において、「計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

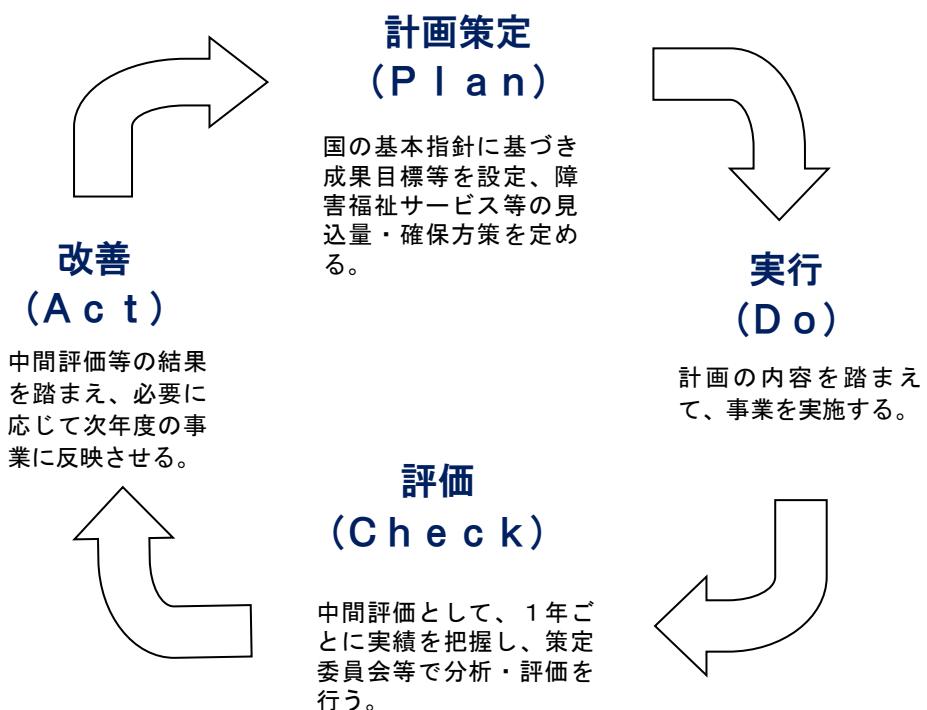
「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACT）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

2 本計画における PDCA サイクル

障害者総合支援法及び障害福祉計画策定に関する国の基本指針を踏まえ、本計画におけるPDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとします。

目標数値及びサービス見込量については、年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、必要があると認める場合には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

計画終了年度である令和8年度には、3か年の評価を踏まえ、「いちき串木野市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画」の策定を行います。



資料編

第1節 策定委員名簿（いちき串木野市地域自立支援協議会委員）

No.	氏 名	団 体 名	役 職	備 考
1	尾 崎 法 一	いちき串木野市民生委員・児童委員協議会	会 長	福祉関係者
2	満 薩 健 士 郎	いちき串木野市社会福祉協議会	事 務 局 長	
3	濱 川 翔 吾	かごしま障害者就業・生活支援センター	主 査 支 援 員	雇用関係者
4	野 田 素 子	障害者支援施設ふるさと学園	施 設 長	障 福 祉 施 設 関 係 者
5	桜 律 子	いちき串木野市手をつなぐ育成会	監 事	障 害 者 団 体 の 代 表
6	浅 井 重 己	いちき串木野市身体障害者協会	会 長	
7	白 坂 清 香	みなと病院	精神保健福祉士	保 健 医 療 関 係 者
8	古 薬 育 郎	相談支援部会	部 会 代 表	指 定 相 談 支 援 事 業 所
9	福 薬 好 子	子ども部会	部 会 代 表	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所
10	桑 水 流 伸 治	就労支援部会	部 会 代 表	
11	井 手 恭 兵	生活支援部会	部 会 代 表	
12	榎 本 博	串木野特別支援学校	校 長	教 育 関 係 者
13	常 山 隆 治	いちき串木野市特別支援教育部会（小学校）	串木野小学校長	
14	高 田 百 香 里	〃（中学校）	羽 島 中 学 校 長	
15	新 屋 敷 秀 隆	鹿児島地域振興局保健福祉環境部	地 域 保 健 福 祉 課 長	関 係 行 政 機 関 の 職 員
16	大 澤 陽 子	学校教育課	主 幹（兼）学校教育係長	
17	猪 俣 勝 人	健康増進課	健 康 増 進 課 長	
18	橋 口 昭 彦	支所市民課	市 来 支 所 長 (兼) 支 所 市 民 課 長	
19	久 保 さ おり	福祉課	福 祉 課 長	

第2節 用語解説

あ行

●医療的ケア児

医学の進歩を背景として、N I C U（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療的ケア（法律上の定義はないが、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、在宅等で行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。）が日常的に必要な障害児

●インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）

障害者権利条約第24条（教育）において、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされており、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

か行

●高次脳機能障害

脳外傷や脳血管障害等により、脳に損傷を受けた後遺症等として起こる、記憶障害、注意障害、社会行動障害などの認知障害等を指す。日常生活に重大な障害をもたらすが、外見上の身体障害が軽症のことが多く、誤解を受けやすい面がある。

さ行

●障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

●障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を作るための法律で、障害者権利条約の考え方を反映している。

●情報アクセシビリティ

障害者や高齢者等、あらゆるユーザーがパソコンやホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

●障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及

び生活面における一体的な相談支援を実施している。

●成年後見制度

知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない者が、財産管理や日常生活での契約などをを行う際不利益をこうむることがないよう、本人の権利と財産を守り支援するための制度。家庭裁判所で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法定後見制度と、公正証書を作成する契約によって任意後見人を選任する任意後見制度に大きく分類できる。

た行

●地域包括ケアシステム

高齢者や障害者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム

は行

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）

●ペアレントプログラム

子どもや自分自身について、「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」、「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」、「孤立している保護者が仲間をみつける」という、3つの目標に向けて取り組むことを基本とする。

●ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを、ロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。地域においては、発達障害児の支援機関等で実施されることが多い。

●ペアレントメンター

「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

**いちき串木野市第4期障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画**

- 発行年月日 令和6年3月
 - 発行・編集 いちき串木野市 福祉課
〒896-8601
鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1
TEL: 0996-32-3111
-

